

特定非営利活動法人 認定の手引き

千葉県

特定非営利活動法人に関する申請・問合せ先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1番1号

環境生活部県民生活・文化課

(本庁舎4F)

TEL 043-223-4137

FAX 043-221-5858

メール npo-houzin@mz.pref.chiba.lg.jp

(R3 .11)

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

- 法・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
- 法 令・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
- 法 規・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
- 改正法・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）
- 条 例・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年条例第 36 号）
- 規 則・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成 10 年規則第 78 号）
- NPO 法人・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- 認定 NPO 法人・・・・・・特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
- 特例認定 NPO 法人・特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
- 認定 NPO 法人等・・・・・・認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
- 所轄庁・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）

- 措 法・・・・・・・・・・租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
- 措 令・・・・・・・・・・租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
- 措 規・・・・・・・・・・租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
- 法人法・・・・・・・・・・法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
- 法人令・・・・・・・・・・法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
- 法人規・・・・・・・・・・法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
- 所 法・・・・・・・・・・所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
- 所 令・・・・・・・・・・所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
- 所 規・・・・・・・・・・所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
- 相 規・・・・・・・・・・相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
- 地税法・・・・・・・・・・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- 税条例・・・・・・・・・・千葉県県税条例（平成 19 年条例第 1 号）
- 組登令・・・・・・・・・・組合等登記令（昭和 39 年 3 月 23 日政令第 29 号）

（注）この手引きは、令和 3 年 6 月 9 日現在の法令等に基づいて作成しています。

この手引きは、千葉県 NPO・ボランティア情報ネットでご覧いただけます。
各種提出書類は本ホームページからダウンロードしてください。

HP アドレス：

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/npo/houjin/houjinsetsuritsuunnei.html>

— 目 次 —

I 制度の概要

- 1 認定特定非営利活動法人制度の概要・・・・・・・・・・・・・2
 - (1) 認定特定非営利活動法人とは
 - (2) 特例認定特定非営利活動法人とは
 - (3) 認定の基準
 - (4) 欠格事由
 - (5) 認定等の有効期間等
- 2 認定 NPO 法人等のメリットと義務・・・・・・・・・・・・・3
 - (1) 認定 NPO 法人等が得られる税制上の特例措置
 - (2) 認定 NPO 法人等が課せられる義務
 - (参考) 認定 NPO 法人等の税制上の特例措置

II 認定手続き

- 認定手続き等フロー・・・・・・・・・・・・・14
- 1 認定等を受けるための申請手続・・・・・・・・・・・・・15
 - (1) 認定を受けようとする場合
 - (2) 特例認定を受けようとする場合
 - (3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合
 - (4) 所轄庁による認定の通知等
 - (5) 認定の公示
 - (参考) 実績判定期間
- 2 認定等の基準の概要・・・・・・・・・・・・・21
 - (1) 認定の基準の概要
 - (2) 欠格事由の概要
 - 事前チェックシート
- 3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準・・・・・・・・・・・・・40
 - (1) パブリックサポートテスト (PST) に関する基準
 - (2) 活動の対象に関する基準
 - (3) 運営組織及び経理に関する基準
 - (4) 事業活動に関する基準
 - (5) 情報公開に関する基準
 - (6) 事業報告書等の提出に関する基準
 - (7) 不正行為等に関する基準
 - (8) 設立後の経過期間に関する基準
- 4 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準・・・・・・・・・・・・・57
 - (9) 設立の日から経過期間に関する基準
 - (10) 認定又は特例認定の有無に関する基準
- 5 欠格事由・・・・・・・・・・・・・57
- 6 認定等を受けるための申請書及び添付書類・・・・・・・・・・・・・59
 - (1) 認定又は特例認定を受ける場合
 - (2) 認定の更新を受ける場合
 - ①認定を受けるための申請書類及び添付書類一覧 (相対値基準・原則用)
 - ②認定を受けるための申請書類及び添付書類一覧 (相対値基準・小規模法人用)
 - ③認定を受けるための申請書類及び添付書類一覧 (絶対値基準)
 - ④認定を受けるための申請書類及び添付書類一覧 (条例個別指定)
 - ⑤特例認定を受けるための申請書類及び添付書類一覧

- ⑥認定の有効期間の更新を受けるための申請書類及び添付書類一覧
(相対値基準・原則用)
- ⑦認定の有効期間の更新を受けるための申請書類及び添付書類一覧
(相対値基準・小規模法人用)
- ⑧認定の有効期間の更新を受けるための申請書類及び添付書類一覧
(絶対値基準)
- ⑨認定の有効期間の更新を受けるための申請書類及び添付書類一覧
(条例個別指定)
- 共通書式
- 7 審査等において確認する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
- 8 認定後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131

Ⅲ 認定 NPO 法人の管理運営

- 1 認定 NPO 法人等の報告義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
 - (1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告
 - (2) 助成金及び海外送金等の報告
 - (3) 代表者の氏名の変更があった場合の報告
 - (4) 所轄庁以外の関係知事への報告
 - (5) その他
- 2 認定 NPO 法人等の情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
 - (1) 認定 NPO 法人等の情報公開 (閲覧)
 - (2) 所轄庁の情報公開 (閲覧)
 - 提出書類
- 3 認定 NPO 法人等に対する監督等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
 - (1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査
 - (2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等
 - (3) その他の事業の停止
 - (4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し
 - (5) 罰則

Ⅳ 認定 NPO 法人等の合併

- 1 NPO 法人の合併・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 162
- 2 合併法人に係る認定等の基準の適用・・・・・・・・・・・・・・・・ 162
 - (1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合
 - (2) 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合に係る認定等の基準の適用
 - (3) 認定 NPO 法人等の合併
 - 提出書類

I 制度の概要

1 認定特定非営利活動法人制度の概要

認定特定非営利活動法人制度は、特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」といいます。）への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO 法人のうち一定の要件を満たす法人について、都道府県又は政令指定都市の長（以下「所轄庁」といいます。）が認定を行う制度です。

（１） 認定特定非営利活動法人とは

認定特定非営利活動法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき（３）の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人（以下「認定 NPO 法人」といいます。）をいいます（法 2③、44①）。

（２） 特例認定特定非営利活動法人^{（※）}とは

特例認定特定非営利活動法人とは、設立後 5 年以内の NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき（３）の基準（①を除く。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人（以下「特例認定 NPO 法人」といいます。）をいいます（法 2④、58①）。

※ 本制度は平成 23 年の法改正で導入されましたが、平成 28 年の法改正により、「仮認定 NPO 法人」から「特例認定 NPO 法人」に名称が改められました。

（３） 認定の基準

認定 NPO 法人や特例認定 NPO 法人になるためには、次の基準に適合する必要があります（法 45、法 59）。

- ① パブリックサポートテスト^{（※）}に適合すること（特例認定 NPO 法人は除きます。）
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること

※ パブリックサポートテスト（PST）とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準です。

（注）上記の基準を満たしていても、（４）の欠格事由（法 47）に該当する NPO 法人は、認定（特例認定）を受けることはできません。

（４） 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません（法 47）。

- ① 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいる法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ハ 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(5) 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法51②、61一）。

2 認定 NPO 法人等のメリットと義務

認定NPO法人や特例認定NPO法人になると、以下の税制上の措置を受けられるほか、報告義務や罰則もあります。

(1) 認定 NPO 法人等が得られる税制上の特例措置

認定 NPO 法人等の税制優遇は、基本は個人や法人が認定 NPO 法人等に対して行った寄附が税金から控除できる「寄附金控除」の対象となる、相続した財産が相続税の課税対象に算入されないといった「寄附金税制の優遇措置」です。寄附者にとっては納める税が減る特典があります。認定 NPO 法人そのものには、収益事業の収益を非収益事業に使用した場合は課税対象とならない「みなし寄附金制度」があります。

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地税法37の2①三・四、314の7①三・四）。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法40）。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に

関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 2②）。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合（特例認定 NPO 法人は適用されません。）

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。

② 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度（特例認定 NPO 法人は適用されません。）

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 2①）。

(2) 認定 NPO 法人等に課せられる義務

NPO 法人制度は情報の公開を信用の根幹としています。認定 NPO 法人制度も同様に情報を公開することにより、社会から信用を得ることを制度の主旨としています。したがって通常 NPO 法人に課せられる情報公開義務に加えて、それ以上の情報を公開することが義務として課せられます。

認定 NPO 法人等は NPO 法人に課せられる義務に加えて、認定を受ける際に所轄庁に提出した書類や、役員報酬や職員給与にかかる規程等を事務所に備え置き、特別な理由がある場合を除き、全ての希望者に閲覧させなければなりません（法 54）。

また、NPO 法人の事業報告書等の他に、役員報酬や職員報酬にかかる規程等の書類を所轄庁に提出しなければなりません。

県外に従たる事務所を置いている場合は、その事務所を置く都道府県知事（以下「関係知事」といいます。）に対しても同様の書類を提出しなければなりません。それらの提出された書類は所轄庁で公開されます（法 55、法 56）。

なお、書類の提出を怠った場合等には過料などの行政処分を受けることがあります。

○認定と特例認定の違い

	認定	特例認定
要件	8つの要件(2頁)をすべて満たしている	パブリックサポートテスト以外の7つの要件を満たしている
対象	法人設立後1年を経過したすべてのNPO法人	法人設立後1年を経過し、かつ法人設立後5年以内のNPO法人
有効期間	認定の日から5年間	特例認定の日から3年間
更新	あり	なし 一度、特例認定を受けたNPO法人は、再度特例認定の申請はできない。
税制優遇	①寄附をした個人が寄附金控除を受けられる ②寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される ③寄附した相続財産が非課税になる ④みなし寄附金制度の適用を受けられる	①寄附をした個人が寄附金控除を受けられる ②寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される ※③④については優遇なし

(参考) 認定 NPO 法人等の税制上の特例措置

認定 NPO 法人及び特例認定 NPO 法人（以下「認定 NPO 法人等」といいます。）にかかる税制上の特例措置とは、次の 5 つをいいます。

① 個人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する特例措置

<所得税>

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の（1）又は（2）のいずれかの控除を選択適用できます（所法 78②、措法 41 の 18 の 2 ①②）。



(1) 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算式》

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度です。

(2) 認定 NPO 法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額の 40%相当額（所得税額の 25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

《算式》

$$(\text{認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

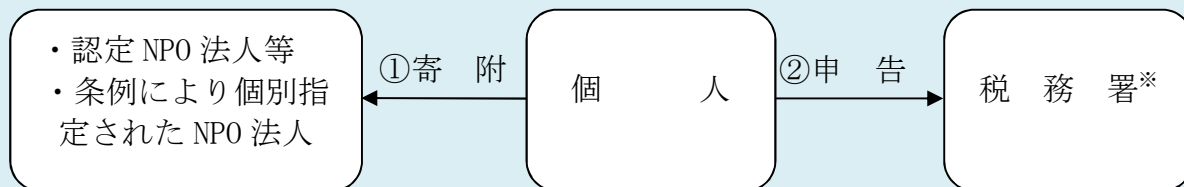
（注） 認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の 40%が限度です。ただし、認定 NPO 法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の 40%相当額を限度とします。
なお、税額控除額は、所得税額の 25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

- （1）の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定 NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令 262①、所規 47 の 2 ③）。
- （2）の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定 NPO 法人等が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法 41 の 18 の 2 ③、措規 19 の 10 の 4）。

<個人住民税>

認定 NPO 法人等に対する特定寄附金又は個人が NPO 法人の行う法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地税法 37 条の 2、314 条の 7）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2 \text{ 千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

(注) 1 寄附金の合計は、総所得金額等の 30%相当額が限度です。

2 条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は 4%（政令指定都市在住者は 2%）
 - ・市区町村が指定した寄附金は 6%（政令指定都市在住者は 8%）
- （都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は 10%）

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

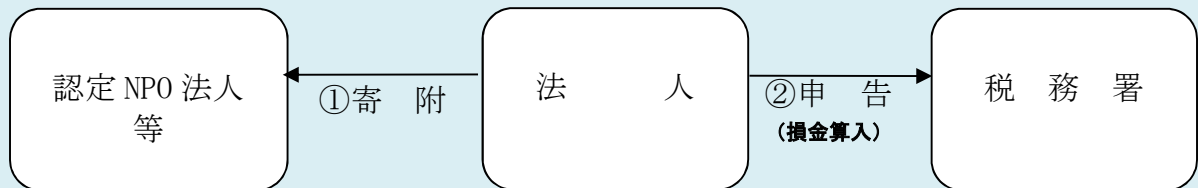
※条例で個別に指定された NPO 法人で認定 NPO 法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地税法 45 の 2⑤）。

どの寄附金が指定されているか等については、寄附をした方の住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する特例措置

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37④、措法 66 の 11 の 2 ②）。



(一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$\left(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\% \right) \times \frac{1}{4}$$

(特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$\left(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\% \right) \times \frac{1}{2}$$

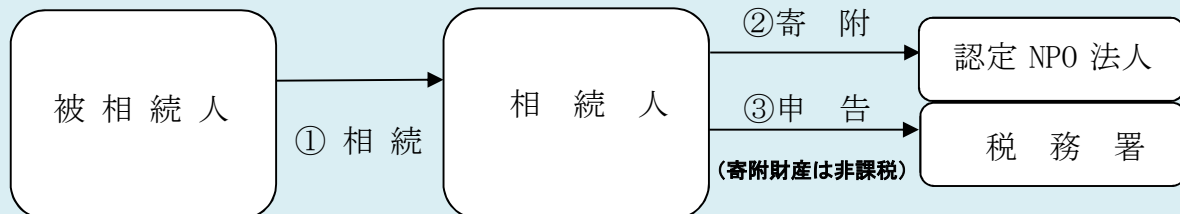
(注) 事業年度が 1 年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

(証明書の保存等)

この特例措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定 NPO 法人等が証する書類を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12）。

③ 相続人等が認定 NPO 法人に寄附した相続財産等に対する特例措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から 2 年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません（措法 70①②⑩）。

（寄附財産の非課税）

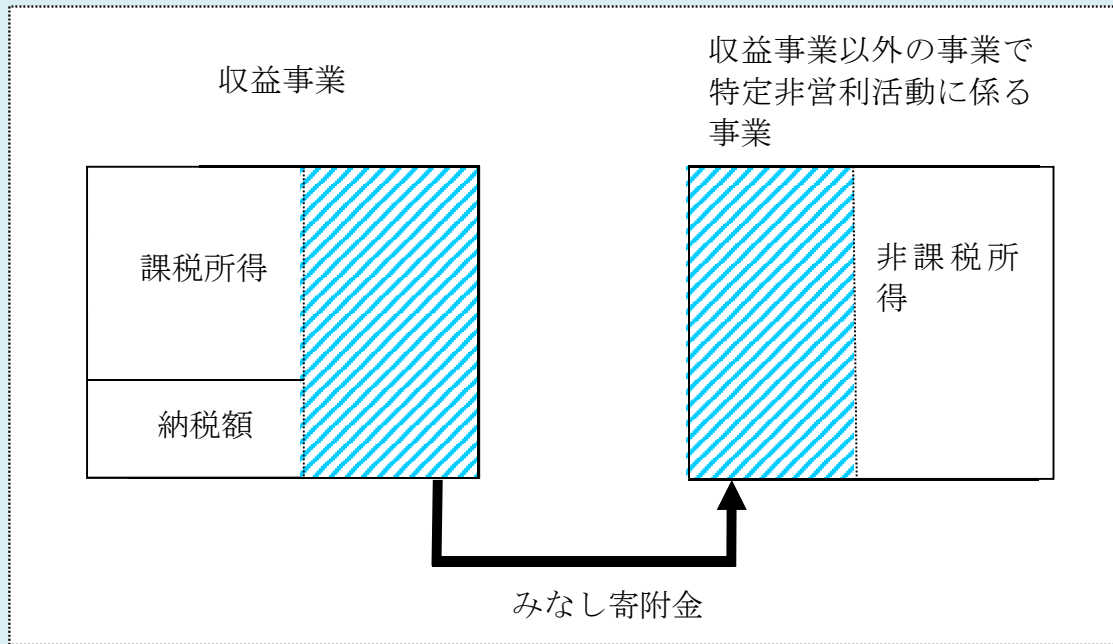
この特例措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

（証明書の添付等）

この特例措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの特例措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定 NPO 法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法 70 ⑤⑩、措規 23 の 5）。

④ 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません）については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50% 又は 200 万円のいずれか多い額までの範囲となります（法人法 37⑤、法人令 73①、法人規 22 の 4、措法 66 の 11 の 2 ①）。



《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以降の各事業年度のみなし寄附金の額のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人の取消しの日を含む事業年度の収益事業（法人税法二十三の収益事業をいいます。）から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することになります（措法 66 の 11 の 2③～⑤）。

⑤ 認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全てのNPO法人が対象となる「一般特例」と、認定NPO法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

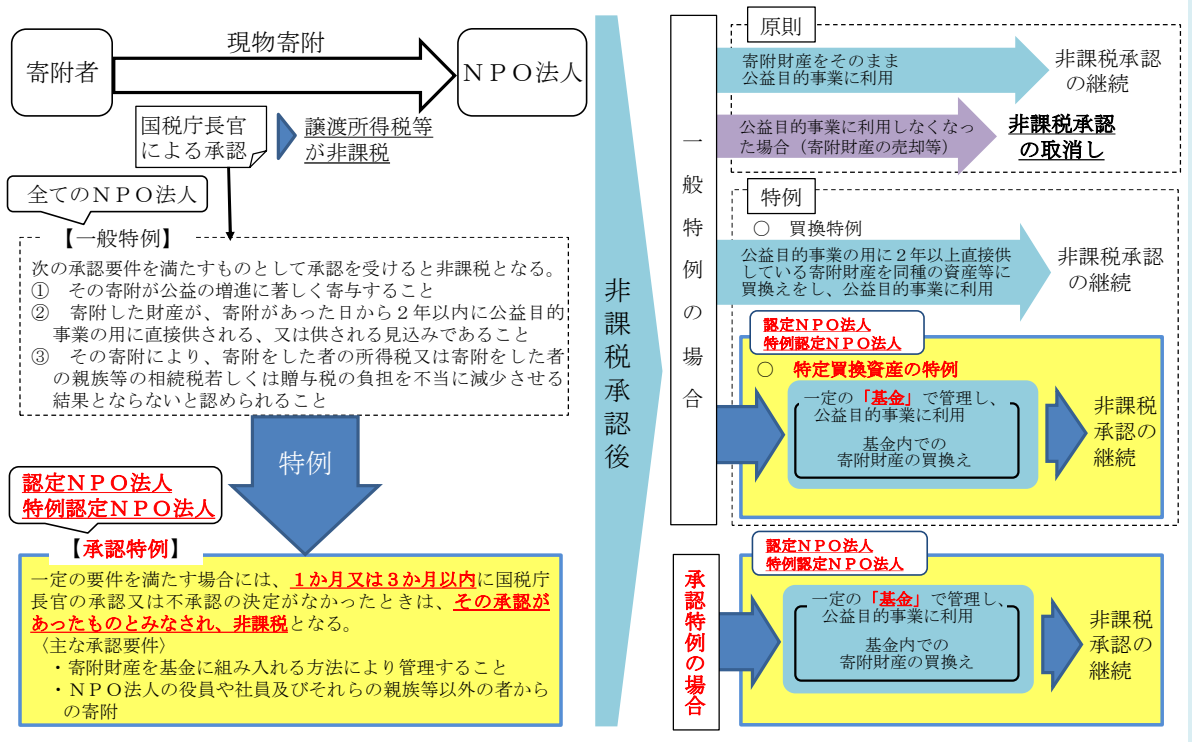
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（「買換特例」及び「特定買換資産の特例」）。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定NPO法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に依り、寄附をした人又は寄附を受けた認定NPO法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

措法40、措令25の17、措規18の19、平成30年3月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号

※ 詳細については、内閣府NPOホームページに掲載されている「認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

(個人又は法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する特例措置)

特例措置の対象となるのは、認定 NPO 法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていない NPO 法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、①～③の特例措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

(個人が認定 NPO 法人等に寄附した現物資産に対する措置)

措置の対象となるのは、認定 NPO 法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。

ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定 NPO 法人等に課税されることがあります。

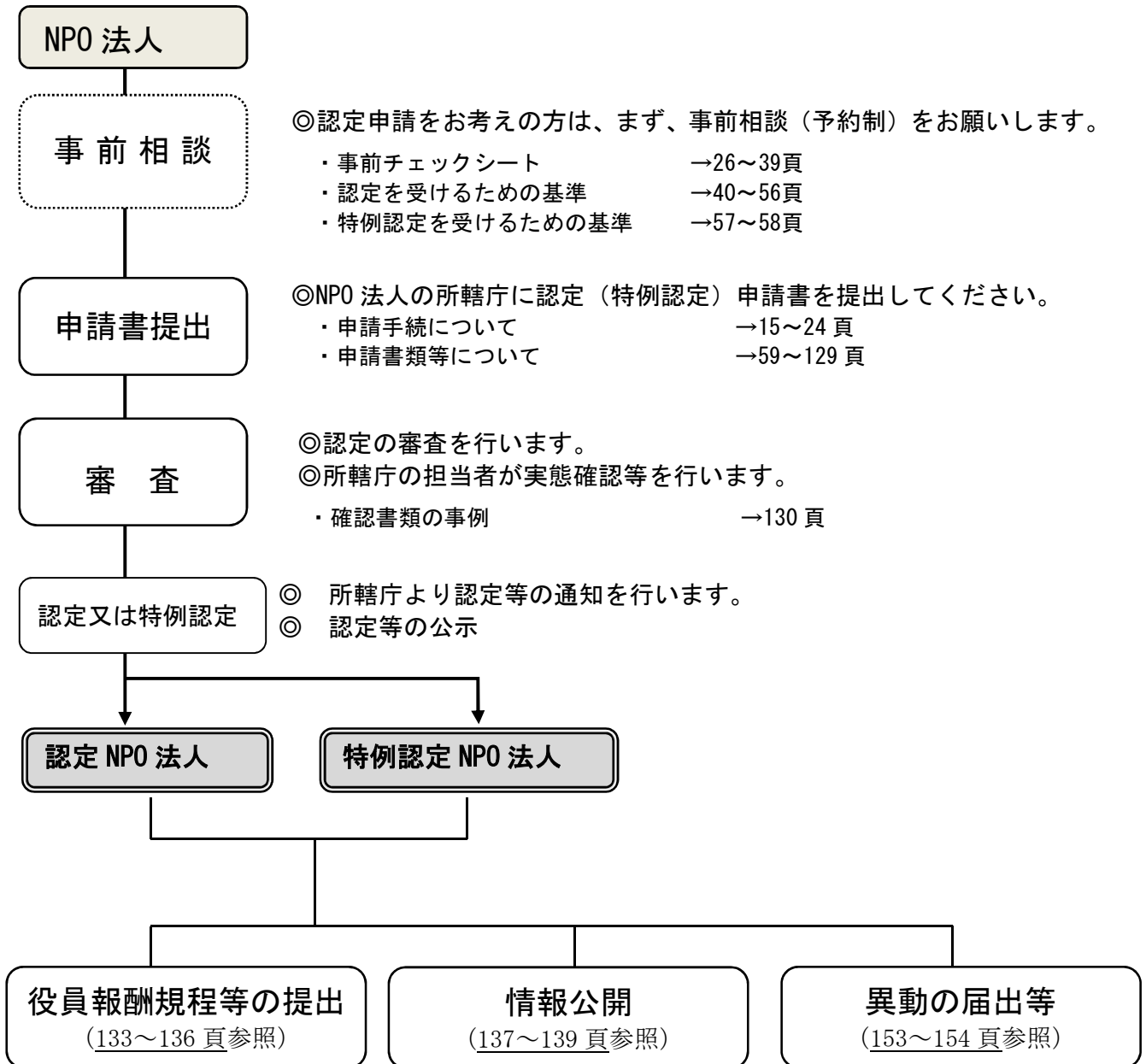
(相続人等が認定 NPO 法人に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定 NPO 法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

Ⅱ 認定手続き

○認定手続き等フロー



◎認定申請をお考えの方は、まず、事前相談（予約制）をお願いします。

- ・事前チェックシート →26～39頁
- ・認定を受けるための基準 →40～56頁
- ・特例認定を受けるための基準 →57～58頁

◎NPO 法人の所轄庁に認定（特例認定）申請書を提出してください。

- ・申請手続について →15～24 頁
- ・申請書類等について →59～129 頁

◎認定の審査を行います。

◎所轄庁の担当者が実態確認等を行います。

- ・確認書類の事例 →130 頁

◎ 所轄庁より認定等の通知を行います。

◎ 認定等の公示

◎認定NPO 法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です(法 55①②、62)。

◎ 認定NPO 法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません(法 52④、54④、62)。なお、閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます(法 52⑤)。

◎ 認定NPO 法人等は、所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません(法 49④、52①～③、53①④、62、法規 30、31②)。

1 認定等を受けるための申請手続

(1) 認定を受けようとする場合

- ① 認定 NPO 法人として認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次のイ～ハの書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります(法 44②)。

なお、認定の基準の概要については 21～24 頁を、欠格事由については 25 頁をご覧ください。

申請書の添付書類		61, 71, 81, 95 頁参照
イ	実績判定期間 ^(※1) 内の日を含む各事業年度の寄附者名簿 ^(※2)	
ロ	認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

※1 実績判定期間とは、認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年(過去に認定を受けたことのない法人の場合は 2 年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法 44③)。詳しくは、18 頁を参照してください。

※2 寄附者名簿には、寄附金の支払者ごとの氏名(法人の名称)と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日の記載が必要になります。(法 44②一)

なお、条例個別指定基準に適合する NPO 法人は、イの書類の添付の必要はありません(法 44②)。

- ② 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過している必要があります(法 45①八)。

(2) 特例認定を受けようとする場合

- ① 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次のイ及びロの書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります(法 44②、58②)。

なお、特例認定の各基準及び欠格事由については「2 認定等の基準の概要」(ただし、P S T 基準を除きます。)(21～25 頁)をご覧ください。

申請書の添付書類		89 頁参照
イ	特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ロ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

(注) 特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法 44③、58②)。詳しくは、18 頁を参照してください。

- ② 特例認定の申請ができる NPO 法人は、次のイ～ハに掲げる基準に適合する必要があります(法 45①八、59 一～三)。

- | | |
|---|---|
| イ | 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること |
| ロ | 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること |
| ハ | 認定又は特例認定を受けたことがないこと |

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の6カ月前から3カ月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、所轄庁の条例で定めるところにより、次のイ～ロの書類を添付した有効期間の更新の申請書を提出し、有効期間の更新を受けることとなります（法 51②③⑤）。

なお、更新に係る認定の基準の概要については 21～24 頁を、欠格事由については 25 頁をご覧ください。

認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は任意ですが、当該名簿の作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります（法 51⑤、54②一）。

申請書の添付書類		91, 93, 94, 95 頁参照
イ	認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ロ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

- (注) 1 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③、51⑤）。詳しくは、19 頁を参照してください。
- 2 上記イ、ロに係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法 51⑤ただし書き）。

(4) 所轄庁による認定の通知等

所轄庁は、NPO 法人からの認定等申請について、認定等をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります（法 49①、51⑤、62）。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する NPO 法人について認定等を行ったときは、その認定 NPO 法人等の名称その他一定の事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。）に通知することとされております（法 49③、62、法規 27①）。

(5) 認定の公示

所轄庁は、認定 NPO 法人等の認定等をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示^(注1)することとされております（法 49②、51⑤、法 62）。

(公示事項)

- ① 認定 NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項^(注2)

また、所轄庁は、認定 NPO 法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法 53②、法 62）。

- ⑥ 上記（公示事項）①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記（公示事項）③、⑤に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記（公示事項）⑤に掲げる事項に変更があったとき

(注) 1 千葉県では、ホームページで公示します。

2 千葉県では、①～④までの事項について、公示します。

《参 考》

1 認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定 NPO 法人等でない者は、その名称又は商号中に認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（法 50①②、法 62）。

2 認定等の失効

認定 NPO 法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法 57①、法 61）。

- ① 認定等の有効期間が経過したとき（法 51④の場合にあっては、更新拒否処分されたとき）
- ② 認定 NPO 法人等が認定 NPO 法人等でない NPO 法人と合併をした場合、その合併が法 63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法 63④の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき）
- ③ 認定 NPO 法人等が解散したとき
- ④ 特例認定 NPO 法人が認定 NPO 法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定 NPO 法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法 57②）

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等がその認定等の効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされております（法 57③、法 62）。

3 協力依頼

所轄庁は、法施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法 73）。この規定により、所轄庁が認定申請中の NPO 法人や認定 NPO 法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態調査を実施することがあります。

参 考 1 (実績判定期間)

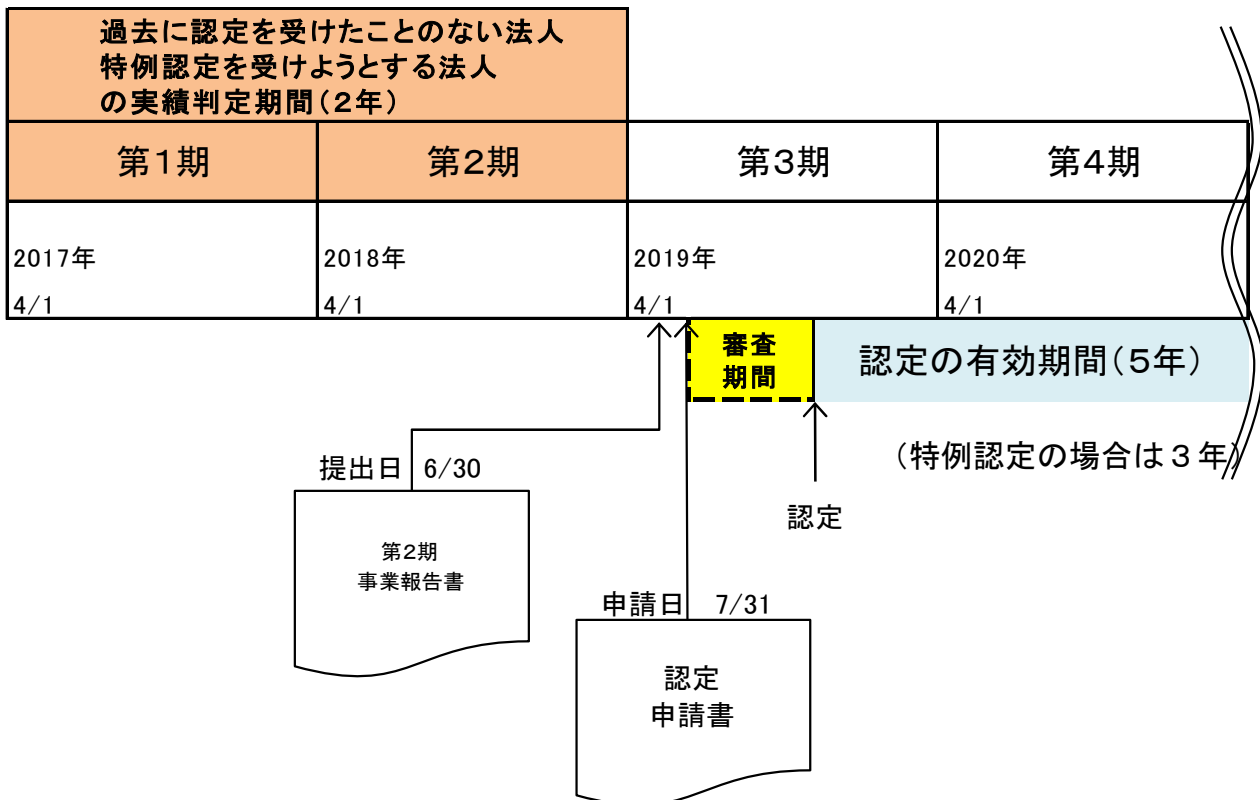
実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法44③、51⑤、58②）。

【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 2019年6月30日
- 申請書を提出した日 2019年7月31日
- 実績判定期間 2017年4月1日～2019年3月31日
(第1期～第2期)

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は、2017年4月1日から2019年3月31日までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを例示すると、おおむね次のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : 2019年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : 2020年3月16日
- 認定の有効期間 : 2020年8月1日～2025年7月31日
- 更新申請期間 : 2025年1月31日～2025年4月30日
- 更新の申請書の提出日

《ケースA：更新申請期間中の2025年1月31日～2025年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

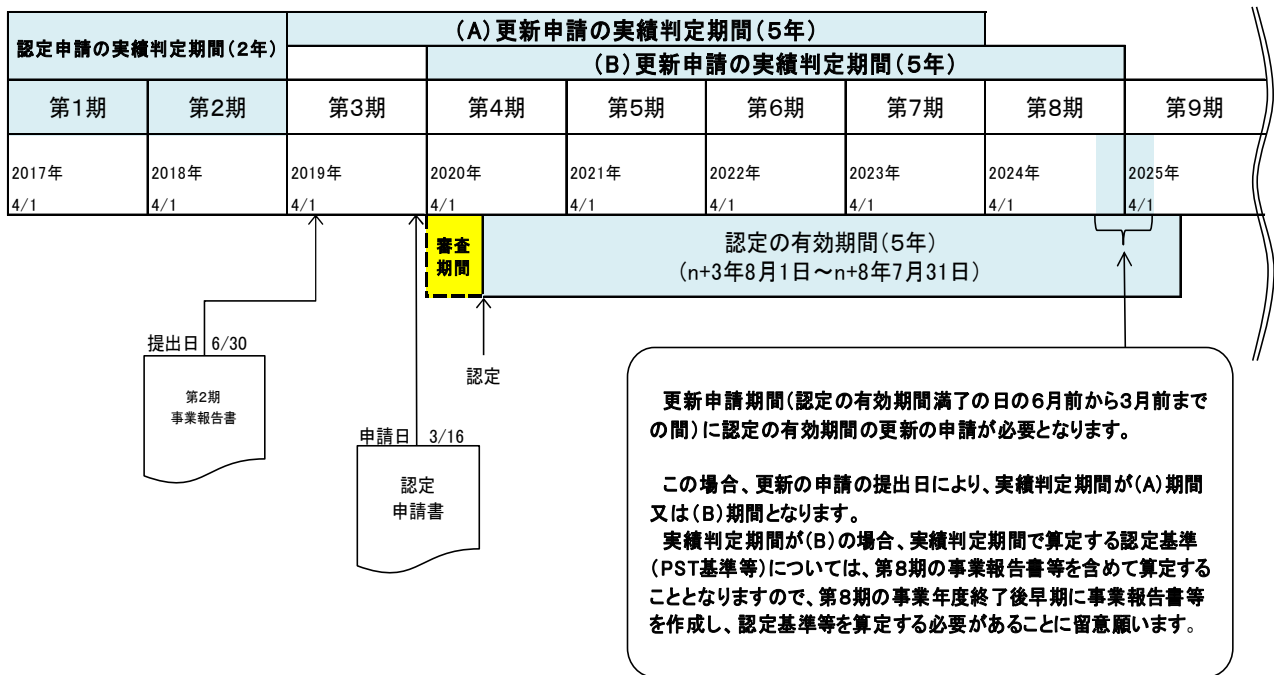
- 実績判定期間：2019年4月1日～2024年3月31日（第3期～第7期）

この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB：更新申請期間中の2025年4月1日～2025年4月30日に更新の申請書を提出する場合》

- 実績判定期間：2020年4月1日～2025年3月31日（第4期～第8期）

この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。

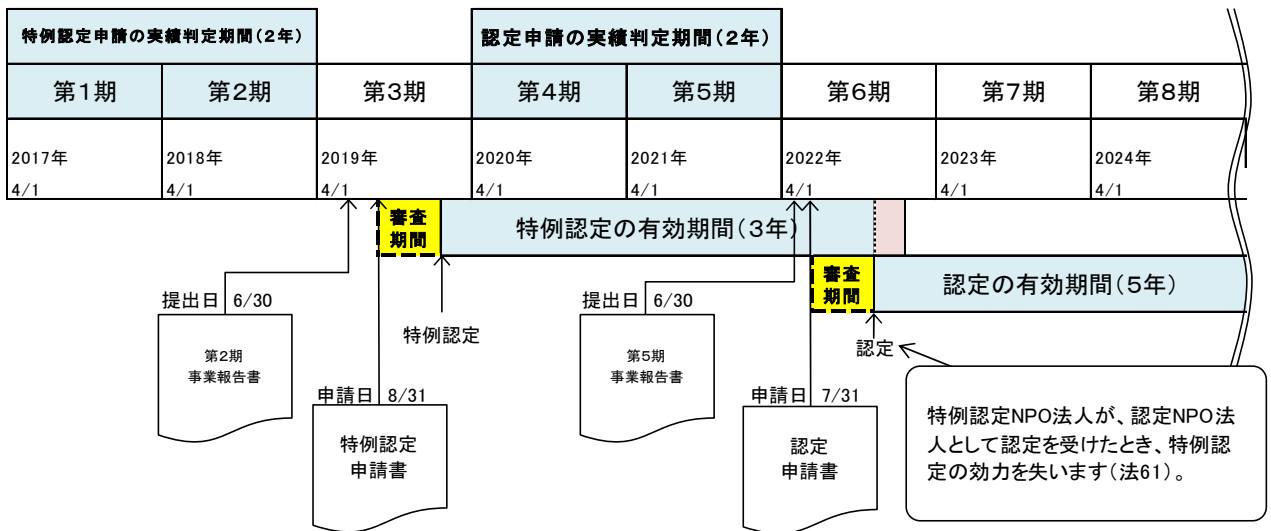


【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを例示すると、おおむね次のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : 2019年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : 2019年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : 2017年4月1日～2019年3月31日
(第1期～第2期)
- 特例認定の有効期間※ : 2019年12月16日～2022年11月15日
- 認定申請書の提出日 : 2022年7月31日
- 認定申請に係る実績判定期間 : 2020年4月1日～2022年3月31日
(第4期～第5期)
- 認定の有効期間 : 2022年11月16日～2027年11月15日

※ 特例認定の有効期間は、特例認定の日から起算して3年ですが、特例認定の有効期間中に認定を受けた場合は、特例認定の効力を失います(法60、61四)。



2 認定等の基準の概要

(1) 認定の基準の概要

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる①から⑧までの基準に適合する必要があります（法 44①、45）。

また、特例認定 NPO 法人として特例認定を受けるためには、NPO 法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる②から⑩までの基準に適合する必要があります（法 45、58、59）。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については 40 頁以降をご覧ください。

項 目	認 定 基 準 の 概 要
① パブリックサポートテスト（PST）について	<p>広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の 3 つの基準のいずれかに適合すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 相対値基準</p> $\frac{\text{実績判定期間における寄附金等収入金額}}{\text{実績判定期間における経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$ <p>（注）寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、42～44 頁を参照してください。</p> <p>《小規模法人の特例》</p> <p>下記算式に該当する法人については、申請の手続きの負担が軽減される特例が利用することができます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【算式】</p> $\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800 \text{万円}$ <p style="text-align: center; margin-left: 150px;">かつ</p> <p>実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者（役員、社員除く）の数 ≥ 50 人</p> </div> <p>（注）1 小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。 2 相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等を PST の分母・分子に算入することができます。その詳細については、46 頁又は 47 頁を参照してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2 絶対値基準</p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均 100 人以上であること。</p> <p>（注）1 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 3 寄附者が、その NPO 法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</p> </div>

	<p>4 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成 28 年法律第 101 号）に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。</p>
	<p>3 条例個別指定基準</p> <p>都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定した NPO 法人（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。）については、パブリックサポートテスト基準を満たしているものとして取り扱われます。</p>
<p>② 活動の対象について</p>	<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が 50%未満であること。</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動</p> <p>(注) ① 3 の都道府県又は市区町村が条例により個別に指定した NPO 法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。</p>
<p>③ 運営組織及び経理について</p>	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p>① $\frac{\text{役員のうち親族関係を有するもの等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$</p> <p>② $\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第 53 条～第 59 条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。</p>

<p>④ 事業活動について</p>	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>① 宗教活動</p> <p>② 政治活動</p> <p>③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</p> <p>ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p> <p>ハ 実績判定期間における 特定非営利活動に係る事業費 \div 総事業費 $\geq 80\%$</p> <p>ニ 実績判定期間における 受入寄附金総額のうち非営利活動に係る事業費に充てた額 \div 受入寄附金総額 $\geq 70\%$</p>
<p>⑤ 情報公開について</p>	<p>次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>③ 助成の実績を記載した書類</p>
<p>⑥ 事業報告書類等の提出について</p>	<p>各事業年度において、事業報告書等を NPO 法第 29 条の規定により期限内に所轄庁に提出していること。</p>
<p>⑦ 不正行為等について</p>	<p>法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。</p>
<p>⑧ 設立後の経過期間について</p>	<p>認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。</p>
<p>⑨ 過去の認定等の有無について</p>	<p>過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。</p>
<p>⑩ 設立の日からの経過期間について</p>	<p>特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から 5 年を経過しない法人であること。</p>

適合しておくべき時期	認定（特例認定）基準
実績判定期間内の各事業年度	①PST基準（相対値、絶対値） ②活動対象に対する基準 ④事業活動に関する基準（ハ、ニ）
実績判定期間及び認定又は特例認定時まで	③運営組織及び経理に関する基準 ④事業活動に関する基準（イ、ロ） ⑤情報公開に関する基準 ⑥事業報告書等の提出に関する基準 ⑦不正行為に関する基準

*ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については⑤情報公開に関する基準のうちロの基準を除きます（法 45 ①九）。

*認定又は特例認定を受けた後に③運営組織及び経理に関する基準、④事業活動に関する基準のイとロ、⑦不正行為に関する基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法 67 ②）。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例認定を受けることができません（法 47、62）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については 57 頁以降をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	<p>NPO 法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しないもの 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
② 認定等取消の日から 5 年を経過していない	認定又は特例認定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。
③ 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反している場合には、欠格事由に該当します。
④ 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている NPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
⑥ 次のいずれかに該当する	<p>NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

事前チェックシート

- 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等（特例認定を受ける場合は①を除く）に適合する必要があります。
 (注) 特例認定は、NPO法人（このチェックシートにおいて以下「法人」といいます。）のうち、設立の日から5年を経過した及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません。
- 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目（特例認定を受ける場合は①を除く）のチェックポイントを確認してください。
- 項目①イ・ロ、②、④D・Eは実績判定期間において、項目①ハは申請日の前日において、項目③、④A・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分（初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分）の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次頁でご確認ください。

《チェックポイント》

① (特例認定除く)	イ【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である（28頁） 又は ロ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である（29頁） 又は ハ【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている (30頁)	適 ・ 否
②	事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である（31頁）	適 ・ 否
③	運営組織及び経理が適切である（33頁）	適 ・ 否
④	事業活動の内容が適正である（34頁）	適 ・ 否
⑤	情報公開を適切に行っている（35頁）	適 ・ 否
⑥	所轄庁に対して事業報告書などを提出している（36頁）	適 ・ 否
⑦	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない（37頁）	適 ・ 否
⑧	設立の日から1年を超える期間が経過している（38頁）	適 ・ 否
⑨	欠格事由のいずれにも該当しない（39頁）	適 ・ 否

ご 注 意 く だ さ い ！

- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。

— 実績判定期間について —

○ 実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申請(予定)年月日
(年 月 日)

B. 直前終了事業年度
(① 年 月 日 ~ 年 月 日)

Bの1年前事業年度② (年 月 日 ~ 年 月 日)

Bの2年前事業年度③ (年 月 日 ~ 年 月 日)

Bの3年前事業年度④ (年 月 日 ~ 年 月 日)

Bの4年前事業年度⑤ (年 月 日 ~ 年 月 日)

認定を受けたことのない法人
又は
特例認定を受ける法人

申請
区分

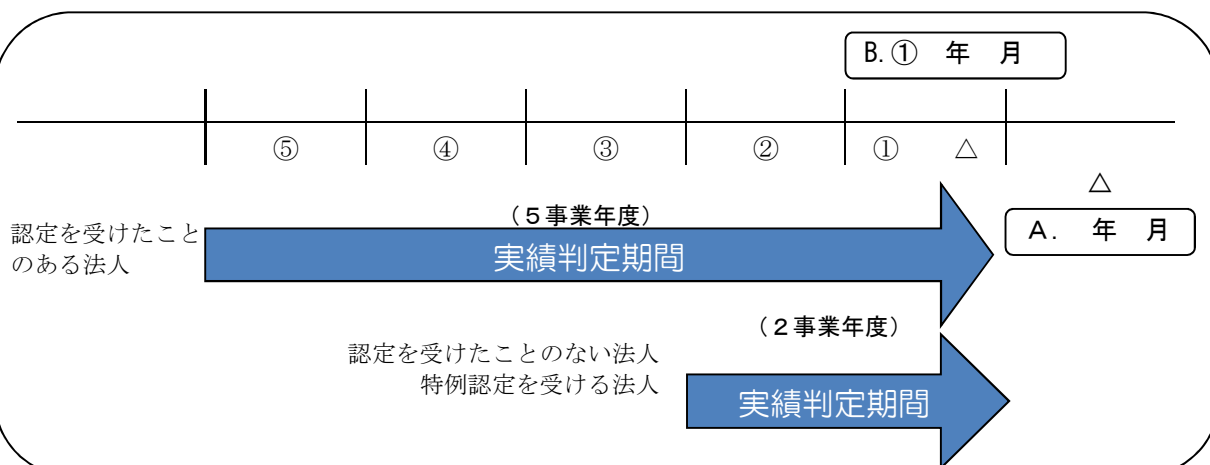
過去に認定を受けたこと
ある法人

2事業年度 (①~②決算期)

実績
判定期間

5事業年度 (①~⑤決算期)

実績判定期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)



※設立当初等で事業年度が1年を超える場合で、1事業年度終了後に認定申請を行う際には、1年間と1年を超える期間とに分け、2事業年度とみなします。

例 H28. 2. 1 設立、設立当初の事業年度が成立日から H29. 3. 31 である場合。

①H28. 2. 1~H29. 1. 31 ②H29. 2. 1~H29. 3. 31

- ☆ 基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けようとする NPO 法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

認定基準等①-イ ―パブリックサポートテスト（PST）について― 【相対値基準】

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 ^(注) 」	(円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(円)
C. 資産売却による臨時収入	(円)
D. 1,000 円未満の寄附金（同一者からの合計額）	(円)
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
F. 休眠預金等交付金関係助成金	(円)
<hr/>		
G. 差引金額（A - B - C - D - E - F）	(円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額)を記載します。

実績判定期間における

H. 受け入れた「寄附金総額 ^(注) 」	(円)
I. 同一者からの寄附金のうち、Hの10%を超える額の合計	(円)
J. 1,000 円未満の寄附金（同一者からの合計額）	(円)
K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
L. 休眠預金等交付金関係助成金	(円)
<hr/>		
M. 差引金額（H - I - J - K - L）	(円)

(注)対価性のない助成金を含みます。



$$\frac{\text{Mの金額 (円)}}{\text{Gの金額 (円)}} \geq 20\% \text{である}$$

はい

(適)

認定要件①-イに適合する
と思われま

いいえ

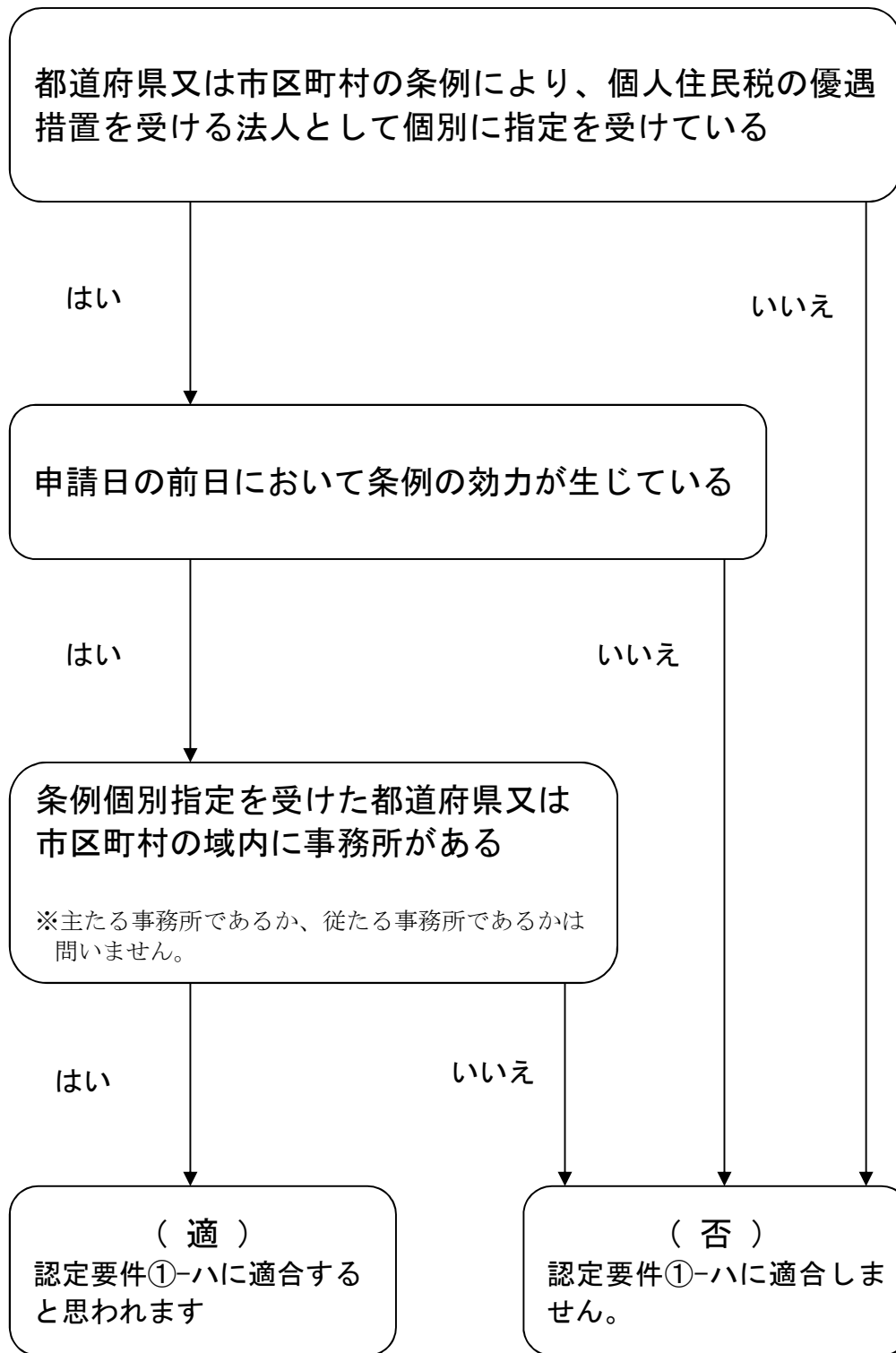
(否)

認定要件①-イに適合しま
せん。

※実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けようとする NPO 法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ハ ―パブリックサポートテスト（PST）について― 【条例個別指定法人】



※申請書への寄附者名簿の添付は任意です。

認定基準等② —活動の対象について—

実績判定期間における事業活動

A 会員のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B 会員のみが参加する会議や会報誌の発行

C 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E 特定の者の意に反した行為を求める活動

F 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動

AからF（条例で個別に指定されている法人は、AからE）の事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

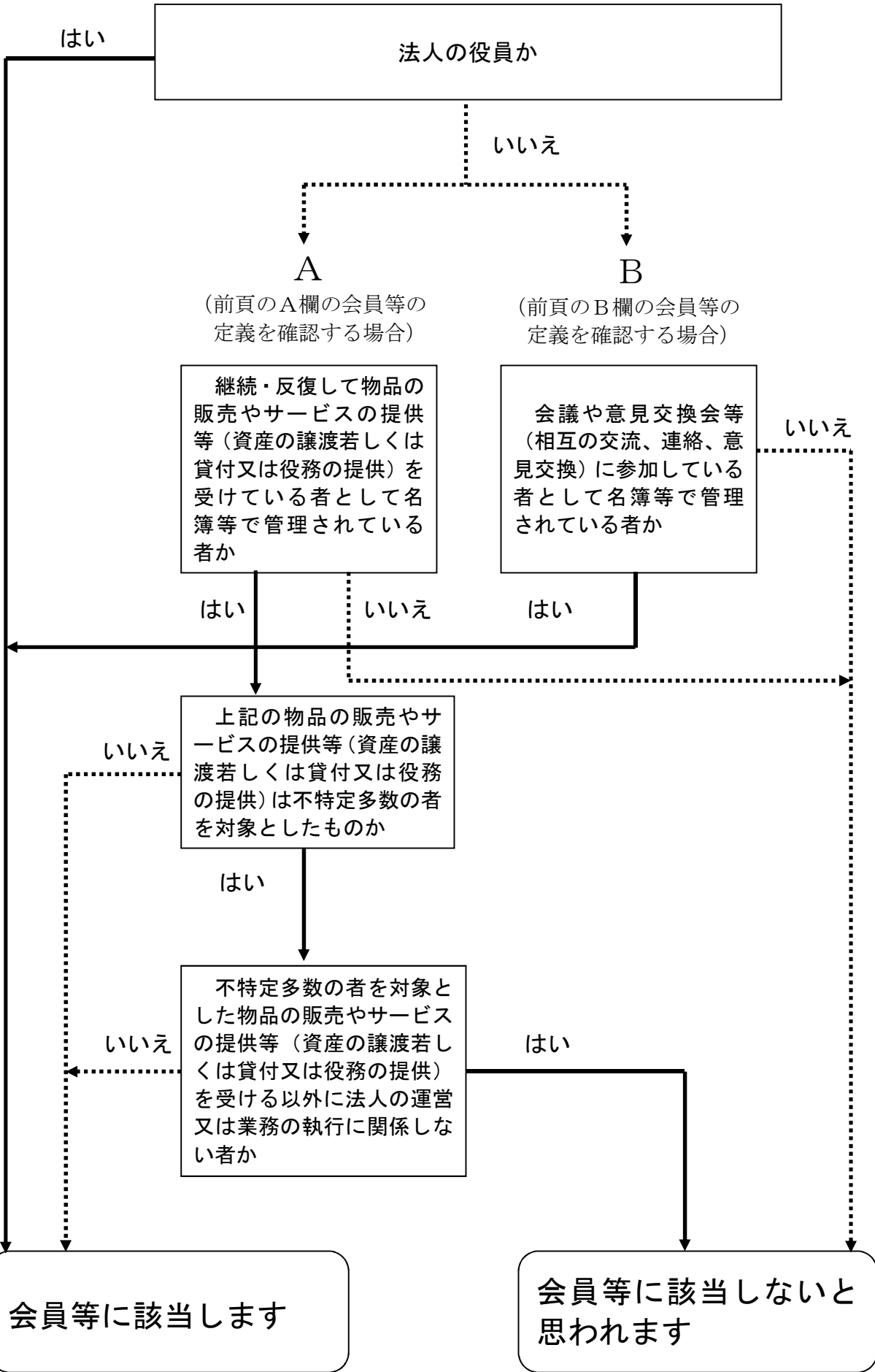
いいえ

（適）
認定要件②に適合すると思われ
ます。

（否）
認定要件②に適合しません。

※「会員等」の定義については、次頁を参照願います。

認定基準② (参考) 「会員等」について



認定基準等③ —運営組織及び経理について—

役員総数のうち、役員及びその役員の親族（配偶者・3親等以内の親族）等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である

いいえ

はい

役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人並びにこれらの者の親族（配偶者・3親等以内の親族）等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である

いいえ

はい

公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている又は、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存している

いいえ

はい

各社員の表決権が平等である

いいえ

はい

支出した金銭について用途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていない

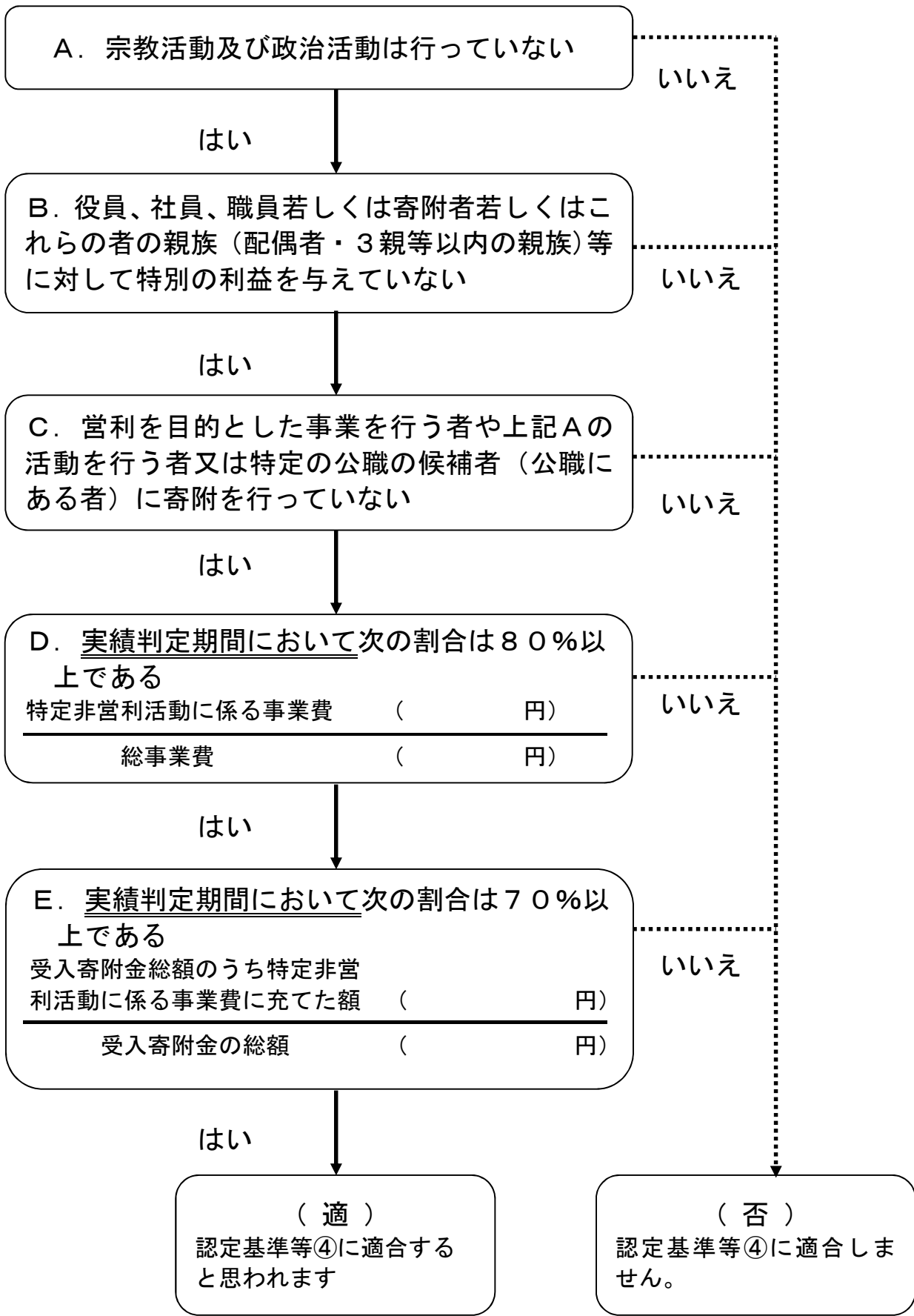
いいえ

はい

（ 適 ）
認定基準等③に適合する
と思われます

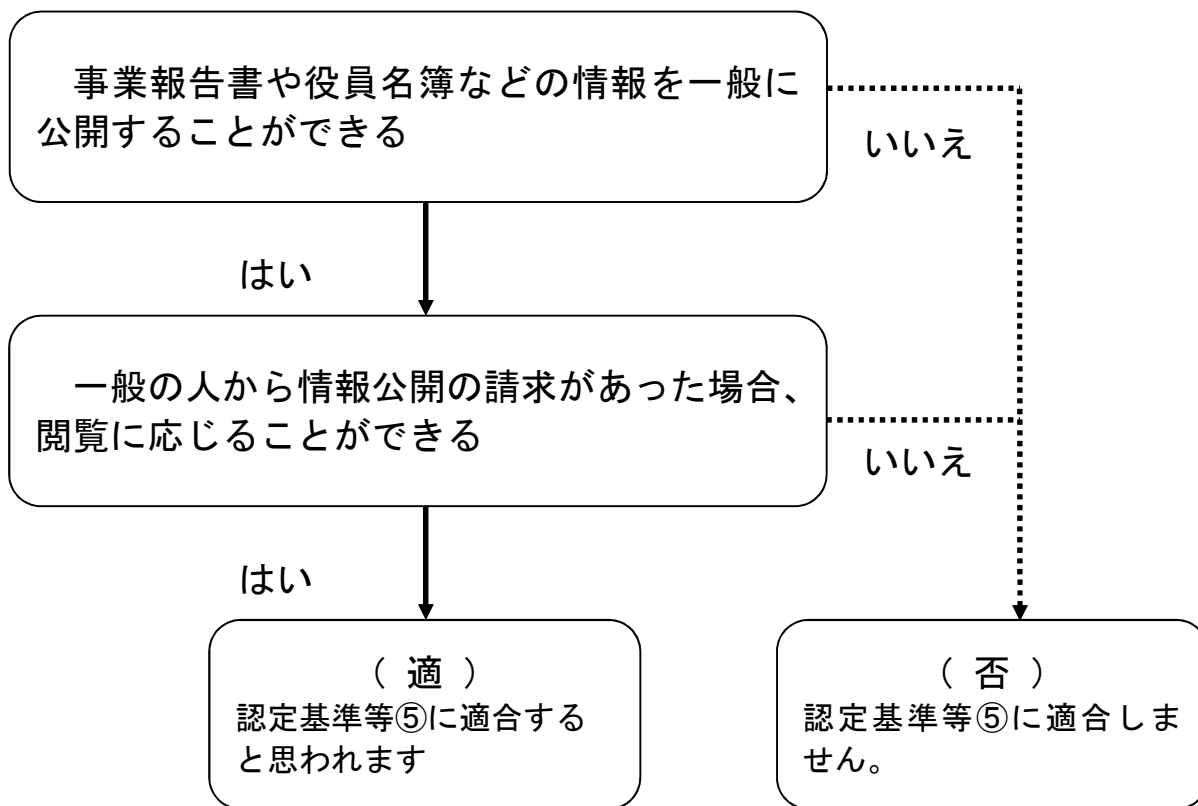
（ 否 ）
認定基準等③に適合しません。

認定基準等④ —事業活動について—



※事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

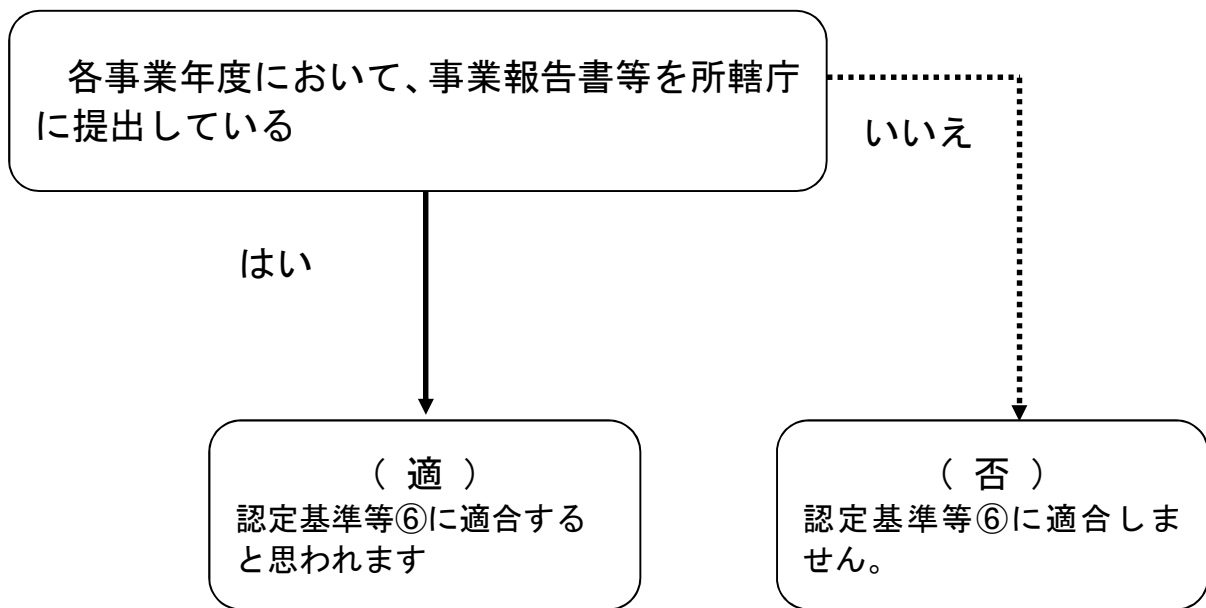
認定基準等⑤ —情報公開について—



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）
- ・ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

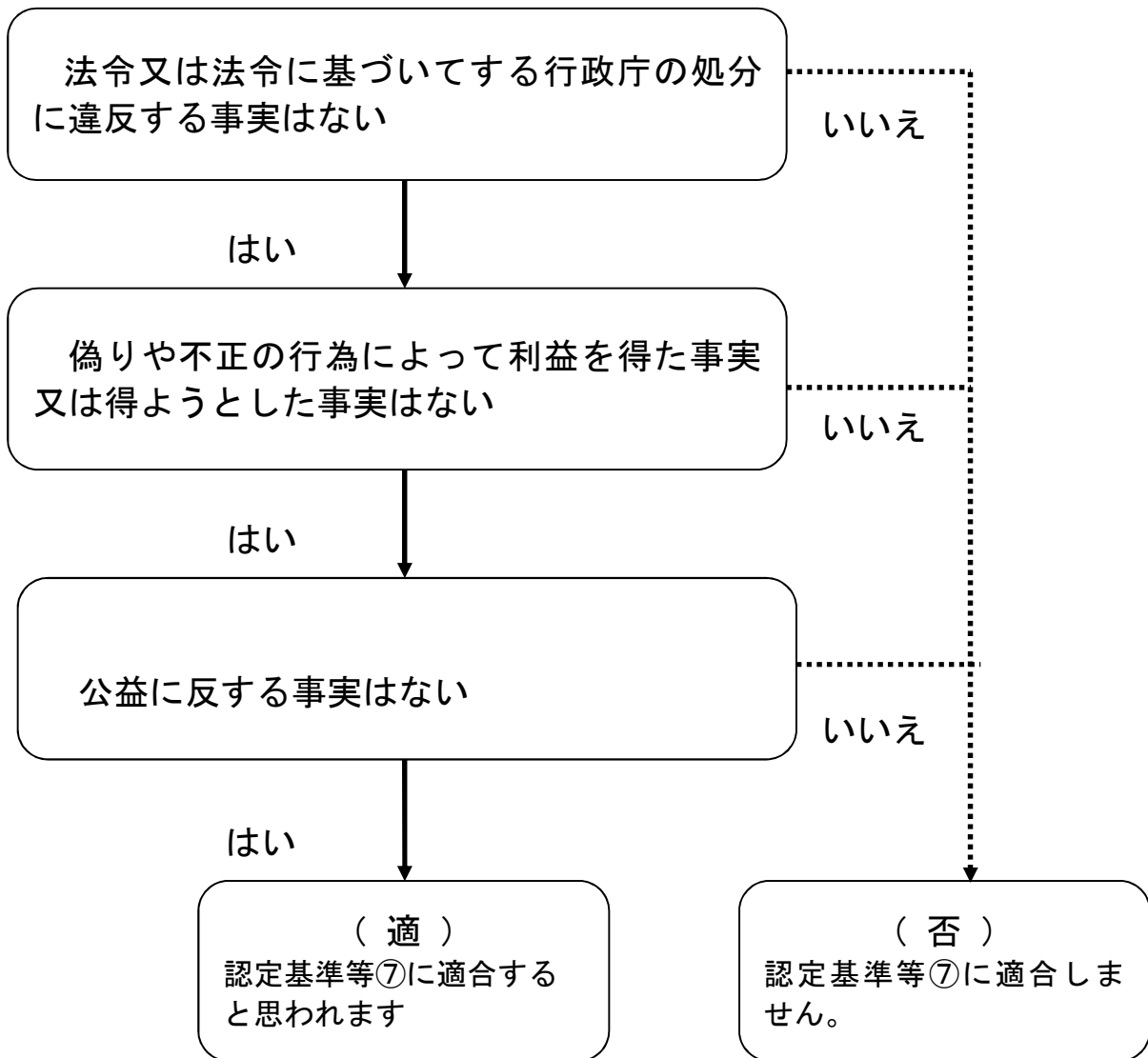
認定基準等⑥ 一 所 轄 庁 へ の 書 類 の 提 出 に つ い て



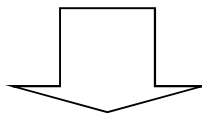
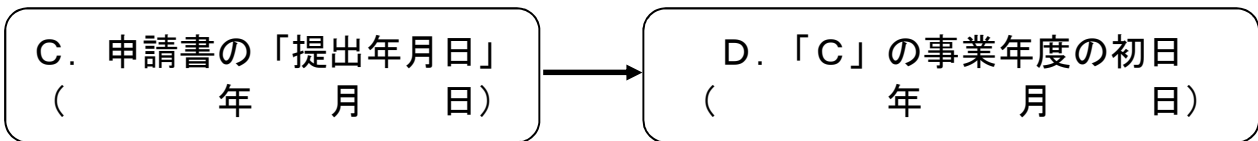
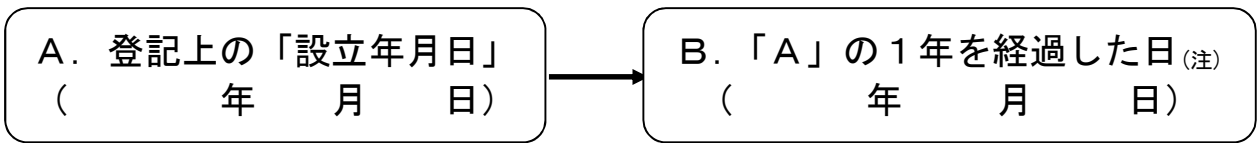
※ 事業報告書等

- ・ 事業報告書
- ・ 財産目録
- ・ 活動計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 年間役員名簿
- ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準等⑦ — 不正行為等について —



認定基準等⑧ — 設立後の経過期間について —



「D」は「B」より遅い日付である

はい

いいえ

(適)
認定基準等⑧に適合する
と思われます

(否)
認定基準等⑧に適合しま
せん。

※ 合併によって設立した NPO 法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続した NPO 法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠 格 事 由 に つ い て —

○役員のうち、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

はい

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（J.において「暴力団の構成員等」といいます。）

いいえ

E. 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

（ 適 ）

欠格事由に該当しないと思われます

（ 否 ）

欠格事由に該当します

3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準

認定NPO法人としての認定を受けるためには、次の（１）～（８）の認定基準に適合する必要があります（法45①、法令1～5）。

（１）パブリックサポートテスト（PST）に関する基準

広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリックサポートテスト基準）の判定に当たっては、次の①～③のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項 目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	《算式1》 原則 (42～44 頁参照)	《算式2》 小規模法人の特例 (45～46 頁参照)
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし） (46 頁参照)	《算式4》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり） (46～47 頁参照)

《小規模法人の特例》

小規模法人の特例を適用するか否かはNPO法人の選択になります。

この特例を選択適用できるNPO法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員又は社員を除きます。）の数が50人以上である法人に限られます（法45②、法令3）。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800\text{万円}$$

かつ

実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が \geq 50人
3,000円以上である寄附者（役員、社員除く）の数

② 絶対値基準 <<算式5>>

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（47頁参照）。

（注1）寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

（注2）寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

（注3）申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

③ 条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（47頁参照）。

ただし、その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人であること、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《算式 1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

総収入金額 - **イの金額**

【寄附金等収入金額とは？】

受入寄附金総額 - **ロの金額** + **ハの金額**

（解説）

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額^(※)から**イの金額**を控除した金額）のうち寄附金等収入金額（受入寄附金総額から**ロの金額**を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに**ハの金額**を加算した金額））の占める割合が5分の1以上であること（法45①一イ、法令1）。

※ 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法規5）

- ① 国等^(※1)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等^(※1)から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10カ月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額^(※2)に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

※1 「国等」とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます（以下同じ）。

※2 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の50を超える部分の金額となります（法規6）。

(注) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

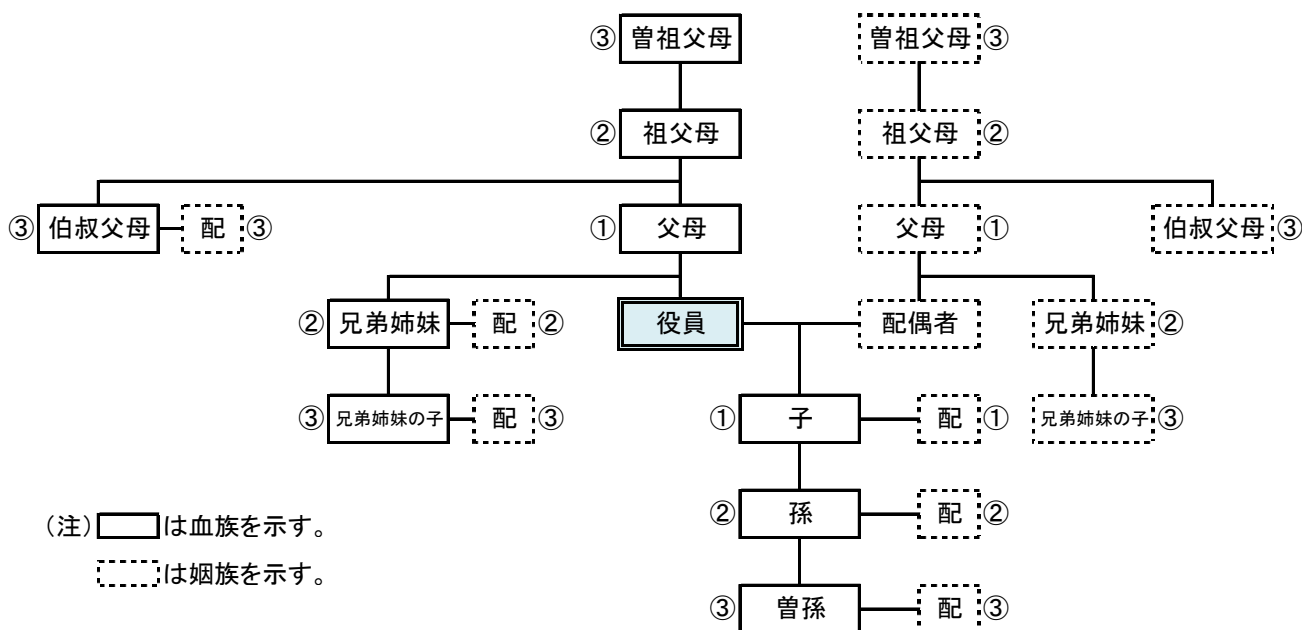
上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規4ニ・16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（補足）「生計を維持しているもの」

当該役員からの経済的援助によって日常生活の資の主要部分を補っている者をいい、「これらの者と生計を一にしているもの」とは、これらの者と日常生活の資を共通にしている者をいい、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合にはこれに該当します。

《3親等以内の親族図》



(注) は血族を示す。

 は姻族を示す。

口の金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(2)、法規6・7）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額^(※)に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金

※ 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の50を超える部分の金額となります（法規6）。

(注) 1 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記「特殊の関係」については、**イの金額**（注）をご覧ください。

2 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法45①一イ、法規7）。

ハの金額 (法 45①一イ(3)、法規 4)

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額^(※1) (「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合 (49 頁参照) を乗じて計算した金額をいいます。) を控除した金額 (ただし、受入寄附金総額 — **ロの金額** を限度とします。)

※1 共益的な活動等に係る部分の金額の算式

「社員から受け入れた会費の合計」 × **「事業活動に占める共益的な活動の割合^(※2)」**

※2 事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した割合であり、49 頁の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合

(注) 1 **ハの金額**を P S T の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります (法規 4)。

(イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

(ロ) 社員 (役員並びに役員の配偶者及び 3 親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。「特殊の関係」については、**イの金額**(注)と同様です。) の数が 20 人以上であること。

2 社員から受け入れた会費の合計額について、活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、未収計上した会費の額は含まれませんのでご注意ください。

(補足) 「合理的と認められる基準」に該当するか否か

その基準が、特定の社員に対し特別の利益が享受されうるような場合における会費までは、分子に算入することは適切ではないとの趣旨から講じられているものです。したがって、会員の資力に応じて会費の額に差を設けていた (例えば、個人会員 と法人会員、一般会員と学生会員) としても、基本的には「合理的と認められる基準」に当たると考えられます。

《算式 2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）小規模法人の要件（40頁参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

（解説）

実績判定期間における、総収入金額からニの金額を控除した金額のうち、受入寄附金総額からホの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにヘの金額を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（法令5②）。

ニの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法令5②一、法規5、25②）

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10カ月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 休眠預金等交付金関係助成金

（注）ここに掲げるものは、《算式1》のイの金額の①～⑤及び⑧と同一です。

ホの金額（法45①一イ(2)、法令5②二、法規6、7一四、25③）

- ① 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額
- ② 休眠預金等交付金関係助成金

（注）1 これは《算式1》のロの金額の①及び④と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

2 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の50を超える部分の金額となります（法規6）。

ヘの金額（法令5②、法規4、25①）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（49頁参照）を乗じて計算した金額）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－ホの金額を限度とします。）

（注）1 これは《算式1》のハの金額と同一です。

2 ヘの金額を相対値基準計算上の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規4、25①）。

（イ）社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ）社員（役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）の数が20人以上であること。

3 共益的な活動等に係る部分の金額の算式

「社員から受け入れた会費の合計」 × 「事業活動に占める共益的な活動の割合(※)」

※事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した割合であり、49頁の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合

《算式 3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

(解説)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令5①）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（チの金額）は、受入寄附金総額から《算式1》のロの金額を控除した金額が限度となります（分母には、国の補助金等の額の全額（トの金額）を算入します。）。

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》を参照してください。

トの金額（法令5①）

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ ①又は②のいずれか少ない金額（法令5①）

① 国の補助金等の額

② 受入寄附金総額から《算式1》のロの金額を控除した金額

《算式 4》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり））

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

(解説)

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令5③）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（リの金額）は、受入寄附金総額から《算式2》のホの金額を控除した金額が限度となります。（分母には、国の補助金等の全額（トの金額）を算入します。）。

上記算式のうち、ニの金額、ホの金額及びヘの金額については、《算式2》を参照してください。

トの金額 (法令 5③)
国の補助金等の全額

リの金額 ⇒ ①又は②のいずれか少ない金額 (法令 5③)

① 国の補助金等の額

② 受入寄附金総額から《算式 2》のホの金額を控除した金額

《算式 5》 絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が
3,000 円以上 (ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け
取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関
係助成金の額を加算した金額以上) の寄附者の合計人数
$$\frac{\quad \times \quad 12 \geq 100 \text{ 人}}{\text{実績判定期間の月数}}$$

- (注) 1 寄附者の氏名 (法人にあっては、その名称) 及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
- 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- 3 寄附者が、その NPO 法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
- 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が年平均 100 人以上であること (法 45①一ロ、法令 2、法規 9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年 3,000 円以上の寄附者数が 100 人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

条例個別指定基準

認定 NPO 法人として認定を受けるための申請を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

- (注) 1 その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。
- 2 認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

(解説)

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人として、これらの寄附金を定める条例によって定められている場合、認定に係る PST 基準を満たすものとして認められるというものです (当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。) (法 45①一ハ、地税法 37 の 2①四、314 の 7①四)。

なお、条例による個別指定については、寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(2) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における事業活動について、次の基準を満たしていること（法 45①二）

イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等
が対象である活動

ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動

ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

上記の割合は、その NPO 法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（法規 10）。

イ 会員又はこれに類する者^(※1)（NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者^(※2)を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のもの^(※3)を除きます。）

※1 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（法規 11）。

① 当該申請に係る NPO 法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO 法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、その NPO 法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申請に係る NPO 法人の役員

※2 NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO 法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の NPO 法人の活動に関係しない者をいいます（法規 12）。

※3 その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます（法規 13）。

① その NPO 法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね 10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（②において「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの

② その NPO 法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第 4 条第 1 項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がその NPO 法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

③ 特定非営利活動促進法別表 19 号に掲げる活動又は同表第 20 号の規定により同表第 19 号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定 NPO 法人である会員等^(※4)が参加しているものに限り、）に対する助成

※4 平成 20 年 12 月 1 日前に特定公益増進法人の認定を受けた旧民法法人^(※5)を会員等とする場合を含みます（法規附則 3④）。

※5 旧民法法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 38 条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第 34 条の規定により設立した法人をいいます。

- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ（注3）③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

（注）1 特定の地域とは、一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び政令指定都市にあっては、区。）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます（法規15）。

2 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（法 45①三）

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員の数の中に役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係^(※1)のある者の数の占める割合
- ② 役員の数の中に特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人^(※2)を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

※1 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規 16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

※2 「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（法規 17）。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

(注) NPO 法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この要件を継続して満たしているものとみなされます（法規 19）。

- ロ 各社員の表決権が平等であること
法第 14 条の 7 第 4 項により、社員の表決権について定款に別段の定めがある場合には、本基準に適合しない場合があります。
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人税法施行規則第 53 条から第 59 条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること（法規 20）。
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと（法規 21）。

(4) 事業活動に関する基準

事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（法 45①四）

イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ハ 実績判定期間における

特定非営利活動に係る事業費 \geq 80%

総事業費

ニ 実績判定期間における

受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 \geq 70%

受入寄附金総額

(解説)

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係^(※1)のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準^(※2)を満たしていること。

※1 ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規 16、22）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

※2 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます（法規 23）。

- a 当該役員の職務の内容、当該 NPO 法人の職員に対する給与の支給の状況、当該 NPO 法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該 NPO 法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該 NPO 法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注) 1 この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(法規24)。

2 活動計算書における経常経費中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常経費中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(コラム) 特定資産について

- NPO法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- 当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。
- 実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(107頁参照)に記載して下さい。
- この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

(5) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（法 45①五）

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類

④ 内閣府令で定める書類

⑤ 助成の実績を記載した書類

(解説)

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 44②二）

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 44②三）

③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二）

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類^(※1)（法 54②三）

※1 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（法規 32①）。

1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等との取引

4 寄附者の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日^(※2)

5 役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日^(※3)

※2 寄附者の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日は当該認定 NPO 法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り、

※3 平成 28 年の法改正に伴い、海外への送金等を行う場合の事前報告が不要となり、金額にかかわらず毎事業年度 1 回、事後報告するものとされました。

④ 内閣府令で定める書類（法 54②四）

「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規 32②）

法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

⑤ 助成の実績を記載した書類（法 54③）

(6) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等^(※)を法第29条の規定により所轄庁に提出していること（法第45条①六）

※ 事業報告書等は、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち、十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書類をいいます。

(7) 不正行為等に関する基準

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法45①七）

(8) 設立後の経過期間に関する基準

認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年が経過していること（法45①八）

4 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準

特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるためには、上記（２）～（８）の認定基準に加え、次の（９）及び（１０）の認定基準に適合する必要があります（法 59）。

（９） 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること（法 59①二）

（１０） 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと（法 59①三）

5 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（法 47）

- ① 役員のうち、次のイからロのいずれかに該当する者がある
 - イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消原因の事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ハ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等^{※1}若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 暴力団の構成員等^{※2}
 - ② 認定等の取消の日から 5 年を経過しない
 - ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
 - ④ 国税又は地方税の滞納処分を受けている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない^{※3}
 - ⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過しない
 - ⑥ 次のイ、ロのいずれかに該当する法人
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

※1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。

※2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。

※3 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書^(※4)の添付が必要となります。

※4 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

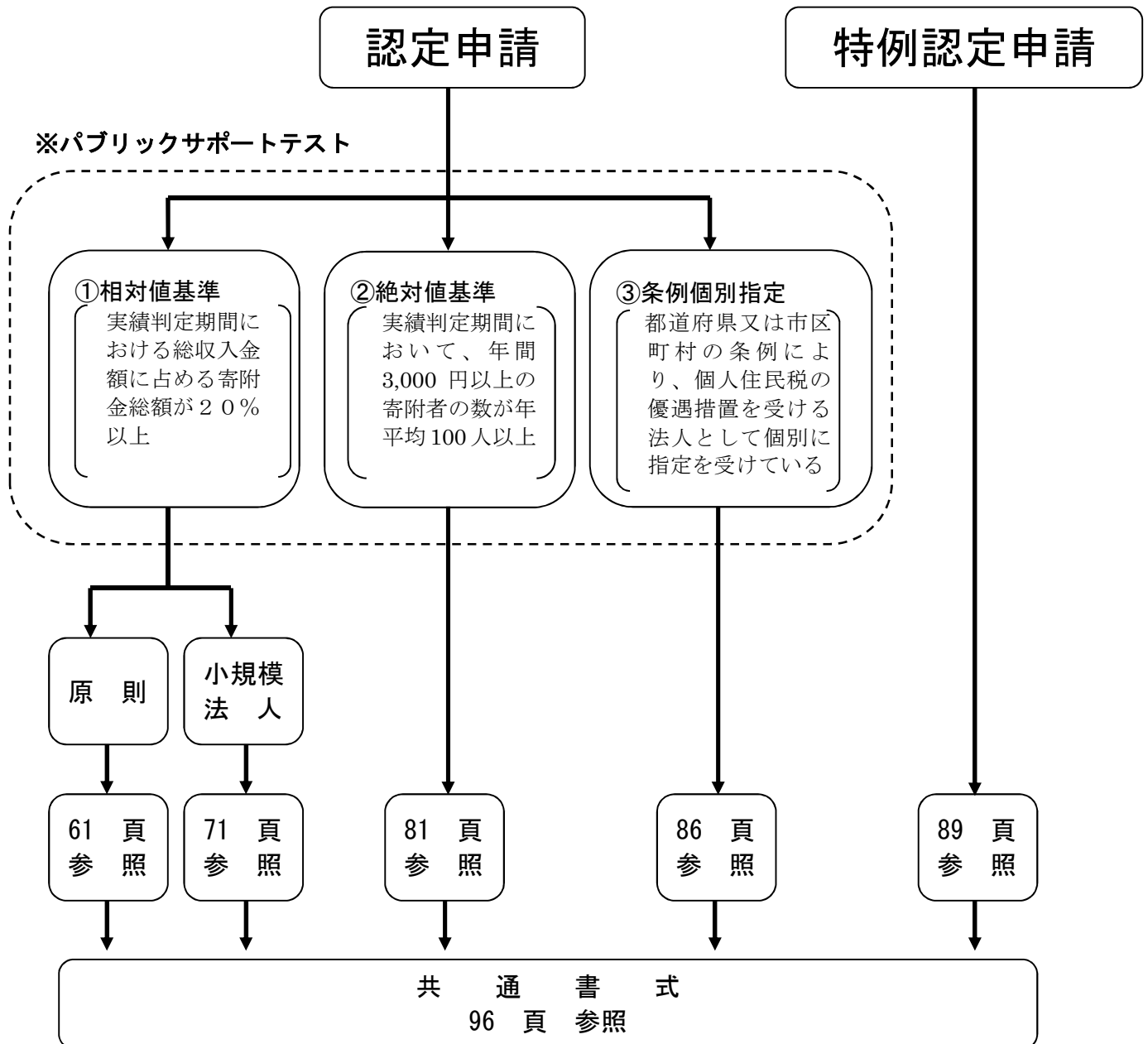
(注) 毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

6 認定等を受けるための申請書及び添付書類

認定、特例認定又は認定の更新を受けるためには、参照先頁の各一覧表にある申請書及び添付書類を提出してください。

(1) 認定又は特例認定を受ける場合

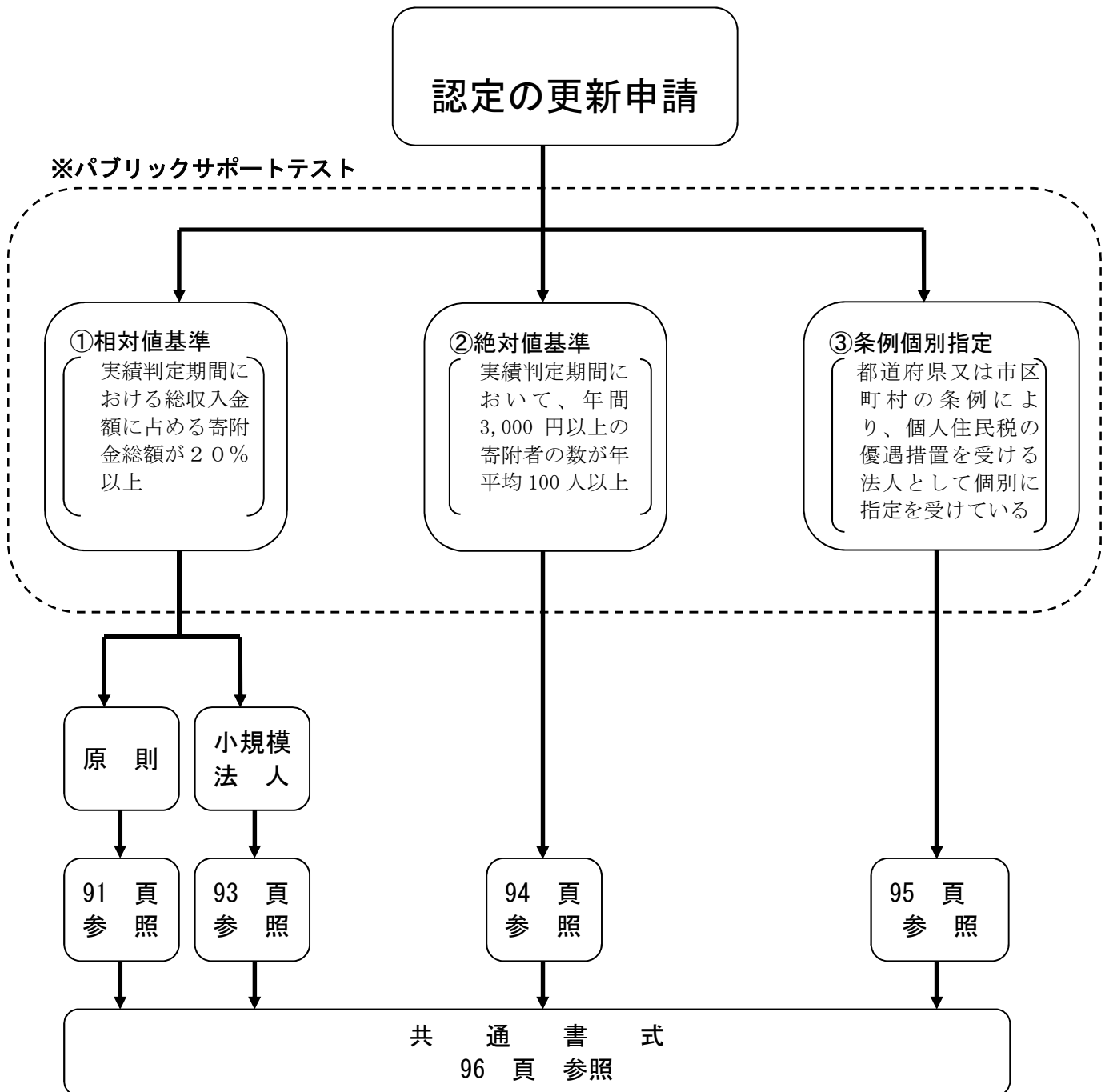
認定については、パブリックサポートテストの判定にあたって、①～③の基準のいずれかを満たす必要があり、選択した基準によって提出書類が異なります。



(2) 認定の更新を受ける場合

認定の更新については、パブリックサポートテストの判定にあたって、①～③の基準のいずれかを満たす必要があります。選択した基準によって提出書類が異なります。

特例認定には、更新はありません。



①認定を受けるための申請書類及び添付書類一覧（相対値基準・原則用）

提出書類リスト		参照ページ
① 認定申請書（第十三号様式）		62
② 寄附者名簿（※1）		63
③ 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	64～65
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	66～68
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準）	69～70
二 号	認定基準等チェック表（第2表）	97～98
三 号	認定基準等チェック表（第3表）	101～102
	役員の状況（第3表付表1）	103～104
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	105
四 号	認定基準等チェック表（第4表）	106～108
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	109
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	110～111
五 号	認定基準等チェック表（第5表）	112～113
六 号	認定基準等チェック表（第6,7,8表）	114～115
	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書（※2）	—
	関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書（※3）	—
欠格事由チェック表		116～117
④ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		118

共通書式

※1 事業年度ごとに当該申請に係る NPO 法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類（法 45①一）

※2 国税の滞納処分にかかる納税証明書：納税証明書「その4」

※3 千葉県：千葉県県税条規則 40 号様式（その2）

（注）提出前に、提出書類チェック表で書類（127 頁）の確認をお願いします。

第十三号様式（第十九条）

認 定 申 請 書

千葉県規則で定められた様式どおりに作成

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇〇 △丁目〇番地〇
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、申請します。

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧」に掲げる書類を添付してください。

寄 附 者 名 簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

事業年度	2018年4月1日～2019年3月31日
------	----------------------

事業年度ごとに作成

寄附者の氏名又は名称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	寄 附 金 の 額	受 領 年 月 日
千葉 太郎	千葉市中央区中央1丁目1番	30,000円	2018・4・10
千葉 太郎	同上	20,000円	2019・1・23
千葉 花子	千葉市中央区中央1丁目1番	5,000円	2018・12・15
財団法人〇〇〇〇	千葉市〇〇区〇〇△丁目×番	3,000,000円	2018・7・3
		円	・
		円	・
<p>同じ人（企業等）から複数回の寄附を受け取っている場合は、名寄せをして、受領年月日ごとに記載。寄附者と生計を一にする者についても名寄せをし、各人ごと、受領年月日ごとに記載。</p>			
		円	・
		円	・
匿名寄附金	10件	400,000円	・
少額寄附	20件	10,000円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
合 計		4,300,000円	

氏名が明らかでない場合は「匿名寄附〇件、合計〇〇〇円」として、合計金額と受領年月日を記入。
1,000円以下の場合は「少額寄附〇件、合計〇〇〇円」として上記と同様に記入。

各事業年度の寄附者名簿を合算した金額を第1表付表1㉗の受入寄附金総額に転記

(注意事項)

- ・ 初回の認定申請時にのみ記載及び添付が必要です。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります（法54②）。
- ・ 欄が足りない場合は、適宜追加してください。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	実績判定期間	2018年4月1日～2020年3月31日
1 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（注意事項参照）において5分の1（20%）以上であること。			チェック欄
各欄が活動計算書の金額と一致するように作成		全て実績判定期間（2事業年度）の合計額を記載（更新の場合は5事業年度）	
経常収入金額（㊸の金額）		①	6,235,678円
総収入金額		㊸	12,345,678円
控除金額	国の補助金等の金額（㊹欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	①	0円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊺	0円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊻	6,000,000円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊼	0円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・原則用）①欄の「（ ）」）	㊽	0円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊾	10,000円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）⑥欄）	㊿	100,000円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊿	0円
差引金額（㊸-①-㊺-㊻-㊼-㊽-㊾-㊿-㊿）	㊸	6,235,678円	
寄附金等収入金額（㊿の金額）		②	1,438,145円
受入寄附金総額（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄）		㊿	1,534,678円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊿	46,533円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊿	10,000円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）⑥欄）	㊿	100,000円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊿	0円
差引金額（㊿-㊿-㊿-㊿-㊿）	㊿	1,378,145円	
会費収入（㊿欄と付表2（相対値基準用）④欄のうちいずれか少ない金額）		㊿	60,000円
国の補助金等の金額（㊿欄の金額を限度とする。）		㊿	0円
合計金額（㊿+㊿+㊿）		㊿	1,438,145円
基準となる割合（②÷①）		③	23.0%

20%以上であることが必要

- (注意事項)
- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が2020年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は、認定を受けたことのない法人については2018年4月1日から2020年3月31日となります。
 - ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益と経常外収益の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉟」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㊱」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㊲」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㊳」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㊴」「休眠預金等交付金関係助成金㊵」、及び「受入寄附金総額㊶」～「休眠預金等交付金関係助成金㊷」の各欄	「第1表付表1(相対値基準・原則用)」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊸」欄	「差引金額㊹」欄と「第1表付表2(相対値基準用)㊺」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉟」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊹」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	実績判定期間	2018年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	--------	----------------------

1 基準限度額の計算

対価性のない明らかに贈与と認められる寄附金等の合計額を記載 (寄附金、助成金、賛助会費等)

受 入 寄 附 金 総 額	Ⓐ	1,534,678 円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	Ⓑ	0 円
基準限度額 (受入寄附金総額休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 (Ⓐ-Ⓑ×10%))	Ⓒ	153,467 円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 (Ⓐ-Ⓑ×50%))	Ⓓ	767,339 円

2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金

Ⓐのうち寄附者の氏名 (法人にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金の額	Ⓔ	100,000 円
--	---	-----------

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については⑩) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
千葉 太郎	理事	() 200,000 円	() 153,467 円	() 46,533 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	Ⓕ	() 200,000 円	() 153,467 円	() 46,533 円
Ⓔ欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	Ⓖ-Ⓗ-Ⓘ-Ⓚ-①-② 0 円	Ⓔ欄の①-③ の金額	0 円
	Ⓖ欄以外の者	Ⓖ 1,224,678 円	() 1,224,678 円	() 0 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	①	() 10,000 円	/	/
休眠預金等交付金関係助成金	②	() 0 円	/	/
合 計 (Ⓕ+Ⓖ+Ⓖ+①+②)	Ⓖ	() 1,434,678 円	/	Ⓕ+Ⓖ+Ⓖの金額を記載 () 46,533 円

(注意事項)

①～③の各欄の「()」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p>	<p>寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」欄	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の名義」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員役職（理事長、代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄	<p>特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑩欄の①から③までの各欄には、寄附者ごとに①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑩欄以外の者⑪」欄	<p>上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑪欄の①から③までの各欄には、寄附者ごとに①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑫」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p>	

受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1（次葉）

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	実績判定期間	2018年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	--------	----------------------

○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と㉟（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあっては①）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①－②）
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
合計（又は小計）		() 円	() 円	() 円

「受け入れた寄附金の明細表第1表付表1」に書き切れなかった場合に記載

(注意事項)

役員からの寄附金の合計額（20万円以上）の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります（第1表付表1（相対値基準・原則用）記載方法「役員の氏名欄」参照）。

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	実績判定期間	2018年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	--------	----------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイと口の基準を満たす必要があります。

基 準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ 社員の会費の額が合理的な基準により定められている	会員会費規定第〇条に会費額を規定 社員会費 3,000円/年	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ 社員（役員等を除く。）の数が20人以上である	社員名簿に20名登録	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ

定款や会則等の規定から記載

※ イと口の基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	60,000円
共益的活動の割合（第2表③欄）	②	0%
①から控除する金額（①×②）	③	0円
差引金額（①－③）	④	60,000円

活動計算書の収益の部の社員の会費の合計額を記載

第2表③欄と一致

↓

第1表（相対値基準・原則用）④欄又は、第1表（相対値基準・小規模法人用）②欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「基準ロ」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部の社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。

②認定を受けるための申請書類及び添付書類一覧（相対値基準・小規模法人用）

提出書類リスト		参照ページ
① 認定申請書（第十三号様式）		72
② 寄附者名簿（※1）		73
③認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模用）	74～75
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模用）	76～78
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準）	79～80
二 号	認定基準等チェック表（第2表）	97～98
三 号	認定基準等チェック表（第3表）	101～102
	役員 の 状 況（第3表付表1）	103～104
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	105
四 号	認定基準等チェック表（第4表）	106～108
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	109
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	110～111
五 号	認定基準等チェック表（第5表）	112～113
六 号	認定基準等チェック表（第6, 7, 8表）	114～115
	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書（※2）	—
	都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書（※3）	—
欠格事由チェック表		116～117
③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		118

共通書式

※1 事業年度ごとに当該申請に係る NPO 法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類（法 45①一）

※2 国税の滞納処分にかかる納税証明書：納税証明書「その4」

※3 千葉県：千葉県県税条規則 40 号様式（その2）

（注）提出前に、提出書類チェック表で書類（127 頁）の確認をお願いします。

第十三号様式（第十九条）

認 定 申 請 書

千葉県規則で定められた様式どおりに作成

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇〇 △丁目〇番地〇
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、申請します。

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧」に掲げる書類を添付してください。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	実績判定期間	2018年4月1日～2020年3月31日
実績判定期間(注意事項参照)における下欄③の㉔欄の金額に占める㉕欄の金額の割合(㉖欄)が、 5分の1(20%)以上であること			チェック欄
小規模法人の判定			
実績判定期間の総収入金額 12,345,678 円			800万円以内であることが必要
1	実績判定期間の月数 24 月	$\times 12 =$	㉖ 6,172,839 円
㉖が800万円未満である		はい	2 ～ いいえ 小規模法人の特例計算・・・適用不可
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く)の数が50人以上である	はい	小規模法人の特例計算・・・適用可 3 ～ いいえ 小規模法人の特例計算・・・適用不可
3	小規模法人の特例計算を適用する場合	全て実績判定期間(2事業年度)の合計額を記載 (更新の場合は5事業年度)	
総収入金額		㉗	12,345,678 円
控除金額	国の補助金等の額(㉘欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉘	0 円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉙	0 円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉚	6,000,000 円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉛	0 円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉜欄の「()」)	㉜	0 円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉝欄)	㉝	0 円
差引金額 (㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)		㉞	6,345,678 円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉟欄)		㉟	1,534,678 円
控除金額	一人当たり基準限度超過額の合計額(付表(相対値基準・小規模法人用)㊱欄)	㊱	46,533 円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊲欄)	㊲	0 円
差引金額(㊱-㊲)		㊳	1,488,145 円
会費収入(㊴欄と付表2(相対値基準)㊵欄のうちいずれか少ない金額)		㊴	60,000 円
国の補助金等の金額(㊶欄の金額を限度とする)		㊶	0 円
合計金額 (㊳+㊴+㊶)		㊷	1,548,145 円
基準となる割合 (㊷÷㉞)		㊸	24.3%

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が2020年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は、認定を受けたことのない法人の場合は2018年4月1日から2020年3月31日となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けずに交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉟」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㊱」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㊲」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㊳」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㊴」、「休眠預金等交付金関係助成金㊵」、「受入寄附金総額㊶」、「一者当たり基準限度超過額の合計㊷」、「休眠預金等交付金関係助成金㊸」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊹」欄	「差引金額㊺」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㊻」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉟」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊺」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	実績判定期間	2018年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	--------	----------------------

1 基準限度額の計算

対価性のない明らかに贈与と認められる寄附金等の合計額を記載 (寄附金、助成金、賛助会費等)

受 入 寄 附 金 総 額	①	1,534,678 円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	②	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 ((① - ②) × 10%))	③	153,467 円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 ((① - ②) × 50%))	④	767,339 円

2 受入寄附金総額の内訳

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあっては④) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
千葉 太郎	理事	() 200,000 円	() 153,467 円	() 46,533 円
役員からの寄附金で、その役員の親族からの寄附金も合算して 20 万円以上になる場合に合計額を役員ごとに記載		() 円	() 円	() 円
役員からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額		⑤ 200,000 円	153,467 円	46,533 円
⑥欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	⑥ 0 円	⑦欄の①-③ 0 円	0 円
	⑥欄以外の者	⑧ 1,334,678 円	1,334,678 円	0 円
休眠預金等交付金関係助成金		⑨ () 円		
合 計 (⑤+⑥+⑧+⑨)		⑩ 1,534,678 円	①=⑩となるか確認	⑪ () 46,533 円

(注意事項)

①～③の各欄の「()」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、①欄の金額に等しくなります（④＝①）。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑤及び⑥」欄	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>（注） 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるとき、<u>これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要はありません。</u></p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の（注）書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の名（理事長、代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定NPO法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑧欄以外の者⑨」欄	<p>上記⑧欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>

受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1 (次葉)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	実績判定期間	2018年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	--------	----------------------

○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
合計 (又は小計)		() 円	() 円	() 円

「受け入れた寄附金の明細表第1表付表1」
に書き切れなかった場合に記載

(注意事項)

役員からの寄附金の合計額(20万円以上)の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります(第1表付表1(相対値基準・原則用)記載方法「役員の氏名欄」参照)。

小規模法人における役員からの寄附金の合計額(20万円以上)の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません(第1表付表1(相対値基準・小規模法人用)記載方法「役員の氏名欄」参照)。

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	実績判定期間	2018年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	--------	----------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基準		基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている	会員会費規定第〇条に会費額を規定 社員会費 3,000円/年	はい・いいえ
ロ	社員(役員等を除く。)の数が20人以上である	社員名簿に20名登載	はい・いいえ

定款や会則等の規定から記載

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	60,000円
共益的活動の割合(第2表③欄)	②	0%
①から控除する金額(①×②)	③	0円
差引金額(①-③)	④	60,000円

活動計算書の収益の部の社員の会費の合計額を記載

第2表③欄と一致

↓

第1表(相対値基準・原則用)④欄又は、
第1表(相対値基準・小規模法人用)②欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「基準口」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。

③認定を受けるための申請書類及び添付書類一覧（絶対値基準）

提出書類リスト		参照ページ
①	認定申請書（第十三号様式）	82
②	寄附者名簿（※1）	83
③認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	84～85
二 号	認定基準等チェック表（第2表）	97～98
三 号	認定基準等チェック表（第3表）	101～102
	役員等の状況（第3表付表1）	103～104
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	105
四 号	認定基準等チェック表（第4表）	106～108
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	109
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	110～111
五 号	認定基準等チェック表（第5表）	112～113
六 ～ 八 号	認定基準等チェック表（第6, 7, 8表）	114～115
	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書（※2）	—
	都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書（※3）	—
	欠格事由チェック表	116～117
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	118

共通書式

※1 事業年度ごとに当該申請に係る NPO 法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類（法 45①一）

※2 国税の滞納処分にかかる納税証明書：納税証明書「その4」

※3 千葉県：千葉県県税条規則 40 号様式（その2）

（注）提出前に、提出書類チェック表で書類（127 頁）の確認をお願いします。

第十三号様式（第十九条）

認 定 申 請 書

千葉県規則で定められた様式ど
おりに作成

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇〇 △丁目〇番地〇
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、申請します。

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧」に掲げる書類を添付してください。

寄 附 者 名 簿

閲覧対象外書類

特定非営利活動法人〇〇〇〇

事業年度	2018年4月1日～2019年3月31日
------	----------------------

事業年度ごとに作成

寄附者の氏名又は名称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	寄 附 金 の 額	受 領 年 月 日
千葉 太郎	千葉市中央区中央1丁目1番	30,000円	2018・4・10
千葉 太郎	同上	20,000円	2019・1・23
千葉 花子	千葉市中央区中央1丁目1番	5,000円	2018・12・15
財団法人〇〇〇〇	千葉市〇〇区〇〇△丁目×番	3,000,000円	2018・7・3
		円	・ ・
		円	・ ・
匿名寄附金	10件	400,000円	・ ・
少額寄附	20件	10,000円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
合 計		4,300,000円	/

同じ人（企業等）から複数回の寄附を受け取っている場合は、名寄せをして、受領年月日ごとに記載。寄附者と生計を一にする者についても名寄せをし、各人ごと、受領年月日ごとに記載。

氏名が明らかでない場合は「匿名寄附〇件、合計〇〇〇円」として、合計金額と受領年月日を記入。
1,000円以下の場合は「少額寄附〇件、合計〇〇〇円」として上記と同様に記入。

- (注意事項)・
- ・ 初回の認定申請時にのみ記載及び添付が必要です。
 - ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります（法54②）。
 - ・ 欄が足りない場合は、適宜追加してください。

認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	実績判定期間	2018年4月1日～2020年3月31日
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること			チェック欄
【留意事項】			
1 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。			
2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。			
3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。			

実績判定期間内の各事業年度		①	②	③	④	⑤
	自		2018年4月1日	2019年4月1日	年 月 日	年 月 日
至		2019年3月31日	2020年3月31日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である		はい <u>いいえ</u>	<u>はい</u> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数(※)	①	②	③	④	⑤	合計	
		96人	126人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	24月

$$\frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数(※)}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \quad 222人 \quad \times \quad 12}{B \quad 24月} = \boxed{111人} \geq 100人$$

100人以上であることが必要

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が2020年6月に申請書を提出する場合、認定を受けたことのない法人については、実績判定期間が2018年4月1日から2020年3月31日となります。
 - ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です)。
 - ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数(※)の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉔」から「㉖」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が 100 人以上である場合は下欄の「はい」、100 人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が 100 人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年 3,000 円以上(※)の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
「年 3,000 円以上の寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が 3,000 円以上の寄附者の数(※)を、「㉔」から「㉖」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

④認定を受けるための申請書類及び添付書類一覧（条例個別指定）

提出書類リスト		参照ページ
① 認定申請書（第十三号様式）		87
②認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）	88
二 号	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	99～100
三 号	認定基準等チェック表（第3表）	101～102
	役員 の 状 況（第3表付表1）	103～104
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	105
四 号	認定基準等チェック表（第4表）	106～108
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	109
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	110～111
五 号	認定基準等チェック表（第5表）	112～113
六 号	認定基準等チェック表（第6,7,8表）	114～115
	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書（※1）	—
	都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書（※2）	—
	欠格事由チェック表	116～117
② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		118

共通書式

※1 国税の滞納処分にかかる納税証明書：納税証明書「その4」

※2 千葉県：千葉県県税条規則40号様式（その2）

（注）1 条例個別指定基準の場合は、寄附者名簿の添付は不要です。

2 提出前に、提出書類チェック表で書類（127頁）の確認をお願いします。

第十三号様式（第十九条）

認 定 申 請 書

千葉県規則で定められた様式どおりに作成

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇〇 △丁目〇番地〇
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、申請します。

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧」に掲げる書類を添付してください。

認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	チェック欄
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること		
<p>【留意事項】</p> <p>1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限りです。</p> <p>2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>		
<p>条例指定を受けた年月日を記載。 条例の写し（公報の写し）を添付。</p>		
条例を制定した都道府県又は市区町村	〇〇〇市	
条 例 指 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日	
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	<input checked="" type="radio"/> はい・ <input type="radio"/> いいえ	事務所所在地
		〇〇市〇〇〇 △丁目〇番地〇
<p>※ 所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付してください。</p>		

【記載方法】

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある」欄	該当する方に○をします。	「いいえ」の場合は、他のパブリックサポートテスト基準（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	

⑤特例認定を受けるための申請書類及び添付書類一覧

提出書類リスト		参照ページ	
① 特例認定申請書（第十五号様式）		90	
②認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
一 号	認定基準等チェック表（第2表）	97～98	共通書式
二 号	認定基準等チェック表（第3表）	101～102	
	役員の状況（第3表付表1）	103～104	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	105	
四 号	認定基準等チェック表（第4表）	106～108	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	109	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	110～111	
五 号	認定基準等チェック表（第5表）	112～113	
六 号	認定基準等チェック表（第6,7,8表）	114～115	
	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書（※1）	—	
	都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書（※2）	—	
欠格事由チェック表		116～117	
③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		118	

※1 国税の滞納処分にかかる納税証明書：納税証明書「その4」

※2 千葉県：千葉県県税条規則40号様式（その2）

（注）1 特例認定の場合は、寄附者名簿の添付は任意です。

2 提出前に、提出書類チェック表で書類（128頁）の確認をお願いします。

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成

特 例 認 定 申 請 書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇〇 △丁目〇番地〇
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定を受けたいので、申請します。

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人は特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には「特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧」に掲げる書類を添付してください。
- ・ 寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません。(法58②、59一)

⑥認定の有効期間の更新を受けるための申請書類及び添付書類一覧
(相対値基準・原則用)

提出書類リスト		参照ページ
① 認定有効期間更新申請書 (第十四号様式)		92
②認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号	認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)	64～65
	受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・原則用)	66～68
	社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準)	69～70
二 号	認定基準等チェック表 (第2表)	97～98
三 号	認定基準等チェック表 (第3表)	101～102
	役員 の 状 況 (第3表付表1)	103～104
	帳簿組織の状況 (第3表付表2)	105
四 号	認定基準等チェック表 (第4表)	106～108
	役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)	109
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)	110～111
五 号	認定基準等チェック表 (第5表)	112～113
六 号	認定基準等チェック表 (第6, 7, 8表)	114～115
	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書 (※1)	—
	都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書 (※2)	—
欠格事由チェック表		116～117
④ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		118

共通書式

※1 国税の滞納処分にかかる納税証明書：納税証明書「その4」

※2 千葉県：千葉県県税条規則40号様式(その2)

- (注) 1 寄附者名簿の添付は任意です。
 2 「認定基準チェック表(第3表)ロ」欄及び「認定基準チェック表(第6表)、(第8表)」欄の記載は不要です。
 3 提出前に、提出書類チェック表で書類(129頁)の確認をお願いします。

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成

認定有効期間更新申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇〇 △丁目〇番地〇
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第51条第2項の有効期間の更新を受けたいので、申請します。

(注意事項)

- ・ 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- ・ 申請書には「認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧」に掲げる書類を添付してください。（既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。）

⑦認定の有効期間の更新を受けるための申請書類及び添付書類一覧
(相対値基準・小規模法人用)

提出書類リスト		参照ページ
① 認定有効期間更新申請書 (第十四号様式)		92
②認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号	認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模用)	74～75
	受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模用)	76～78
	社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準)	79～80
二 号	認定基準等チェック表 (第2表)	97～98
三 号	認定基準等チェック表 (第3表)	101～102
	役員 の 状 況 (第3表付表1)	103～104
	帳簿組織の状況 (第3表付表2)	105
四 号	認定基準等チェック表 (第4表)	106～108
	役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)	109
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)	110～111
五 号	認定基準等チェック表 (第5表)	112～113
六 号	認定基準等チェック表 (第6, 7, 8表)	114～115
	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書 (※1)	—
	都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書 (※2)	—
欠格事由チェック表		116～117
⑤ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		118

共通書式

※1 国税の滞納処分にかかる納税証明書：納税証明書「その4」

※2 千葉県：千葉県県税条規則40号様式 (その2)

(注) 1 寄附者名簿の添付は任意です。

2 「認定基準チェック表 (第3表) ロ」欄及び「認定基準チェック表 (第6表)、(第8表)」欄の記載は不要です。

3 提出前に、提出書類チェック表で書類 (129頁) の確認をお願いします。

⑧認定の有効期間の更新を受けるための申請書類及び添付書類一覧
(絶対値基準)

提出書類リスト		参照ページ
① 認定有効期間更新申請書 (第十四号様式)		92
②認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号	認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)	84~85
二 号	認定基準等チェック表 (第2表)	97~98
三 号	認定基準等チェック表 (第3表)	101~102
	役員の状況 (第3表付表1)	103~104
	帳簿組織の状況 (第3表付表2)	105
四 号	認定基準等チェック表 (第4表)	106~108
	役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)	109
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)	110~111
五 号	認定基準等チェック表 (第5表)	112~113
六 号	認定基準等チェック表 (第6, 7, 8表)	114~115
	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書 (※1)	—
	都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書 (※2)	—
	欠格事由チェック表	116~117
④ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		118

共通書式

※1 国税の滞納処分にかかる納税証明書：納税証明書「その4」

※2 千葉県：千葉県県税条規則 40号様式 (その2)

(注) 1 寄附者名簿の添付は任意です。

2 「認定基準チェック表 (第3表) ロ」欄及び「認定基準チェック表 (第6表)、(第8表)」欄の記載は不要です。

3 提出前に、提出書類チェック表で書類 (129頁) の確認をお願いします。

⑨認定の有効期間の更新を受けるための申請書類及び添付書類一覧
(条例個別指定)

提出書類リスト		参照ページ
① 認定有効期間更新申請書 (第十四号様式)		92
②認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号	認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)	88
二 号	認定基準等チェック表 (第2表 条例個別指定法人用)	99～100
三 号	認定基準等チェック表 (第3表)	101～102
	役員等の状況 (第3表付表1)	103～104
	帳簿組織の状況 (第3表付表2)	105
四 号	認定基準等チェック表 (第4表)	106～108
	役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)	109
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)	110～111
五 号	認定基準等チェック表 (第5表)	112～113
六 号	認定基準等チェック表 (第6, 7, 8表)	114～115
	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書 (※1)	—
	都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書 (※2)	—
	欠格事由チェック表	116～117
② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		118

共通書式

※1 国税の滞納処分にかかる納税証明書：納税証明書「その4」

※2 千葉県：千葉県県税条規則40号様式(その2)

(注) 1 寄附者名簿の添付は任意です。

2 「認定基準チェック表(第3表)ロ」欄及び「認定基準チェック表(第6表)、(第8表)」欄の記載は不要です。

3 提出前に、提出書類チェック表で書類(129頁)の確認をお願いします。

共 通 書 式

認定基準等チェック表	(第2表)	97
認定基準等チェック表	(第3表)	101
役員の状況	(第3表付表1)	103
帳簿組織の状況	(第3表付表2)	105
認定基準等チェック表	(第4表)	106
役員等に対する報酬等の状況	(第4表付表1)	109
役員等に対する資産の譲渡等の状況等	(第4表付表2)	110
認定基準等チェック表	(第5表)	112
認定基準等チェック表	(第6, 7, 8表)	114
欠格事由チェック表		116
寄附金を充当する予定の事業内容等		118

(参考)

役員の経歴に関する書類	119
合算活動計算書 (又は合算収支計算書)	120
計算書類の作成に当たっての留意事項	121
認定を受けるための申請書及び添付書類チェック表	127
特例認定を受けるための申請書及び添付書類チェック表	128
認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類チェック表	129

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	チ ェ ッ ク 欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>(注意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
全て実績判定期間（2事業年度）の合計額を記載 （更新の場合は5事業年度）		実績判定期間
すべての事業活動に係る金額等	①	(指標 事業費の額) 345,678 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	8,000 円
イ	a	3,000 円
イ	b	5,000 円
ロ	c	0 円
ハ	d	0 円
ニ	e	0 円
合 計	f	8,000 円
基準となる割合 (②÷①)		③ 2.3%
		50%未満である ことが必要

「認定基準等チェック表」(第2表) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費の合計金額)を記載します。 また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。） ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動		
全て実績判定期間（2事業年度）の合計額を記載 （更新の場合は5事業年度）		実績判定期間
すべての事業活動に係る金額等	①	(指標 事業費の額) 345,678 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	8,000 円
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等 ①	① 3,000 円 ②
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等 ②	② 5,000 円 ③
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③ 0 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④ 0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤ 0 円
合 計 (a+b+c+d+e)		⑥ 8,000 円
基準となる割合 (②÷①)	③	2.3%
		50%未満であることが必要

「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費の合計金額)を記載します。 また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「a～c」各欄共通事項	「a～c」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「a～c」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等③」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	④ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	チェック欄
-----	---------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
 - (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
 - ロ 各社員の表決権が平等であること
 - ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
 - ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	2018年4月1日～2019年3月31日	6人	2人	33.3%	2人	33.3%
㉒	2019年4月1日～2020年3月31日	7人	2人	28.5%	2人	28.5%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年 それぞれ事業年度末日時点の人数を記入	人	人	%	人	%
㉕	年月日	人	人	%	人	%
申請時		6人	2人	33.3%	2人	33.3%

㉑ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等						
定款第28条第1項「各正会員の表決権は、平等なるものとする。」	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input type="radio"/> はい いいえ	<input type="radio"/> はい いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉑」～「㉕」の欄を記載する必要はありません。ロ、ハ、二についても同様です。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		6人	7人	人	人	人	6人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人	人	人	人	2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人	人	人	人	0人

氏名		住所	職名	続柄等	就任等の状況					申請時	就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕			
千葉 太郎			理事長	田中花子の父	○	○				○	2018.4.1 ~
田中 花子			理事	理事長の娘	○	○				○	2018.4.1 ~
山田 三郎			理事	NPO 法人△△理事	○	○				○	2018.4.1 ~
鈴木 愛子			理事	NPO 法人△△理事	○	○				○	2018.4.1 ~
須藤 誠			理事		○	○					2018.4.1 ~ 2020.3.31
小川 和子			理事			○				○	2019.8.1 ~
齋藤 四郎			監事		○	○				○	2018.4.1 ~

それぞれ事業年度末日時点の人数を記入

㉑～㉕までは役員であった期間がある者全員に「○」を記入
 ※事業年度中に退任している場合でも、役員就任期間がある場合は「○」を記入する。そのため役員数と「○」の数は必ずしも一致しない。

(注意事項)
 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員状況」 第3表付表1 記載方法

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。

なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉖」）を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉗」～「㉙」の欄に記載する必要はありません。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

 - 直接に保有する関係
 - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
 - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳帳	ルーズリーフ	随時	7年
総勘定元帳	会計ソフト管理 装丁帳簿	随時	7年
現金出納帳	会計ソフト管理 装丁帳簿	随時	7年
預金出納帳	会計ソフト管理 装丁帳簿	随時	7年
固定資産台帳	装丁帳簿	随時	7年
入金・出金・振替伝票	複写伝票	随時	7年
請求書・領収書	バインダー	随時	7年
給与台帳	ルーズリーフ	毎月	7年

(記載方法)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	345,678 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	330,123 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	95.5%

80%以上である
ことが必要

⑨ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	1,534,678 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	1,500,000 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	97.7%

70%以上である
ことが必要

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。</p>
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㊦欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。

(注意事項)

- ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にそれぞれ算入できます。

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇
-----	---------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1) 「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

実績判定期間だけでなく、申請書提出の日までの内容を記載

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
千葉 太郎	理事長	法人役員	役員報酬	2018.4.1 ~ 2020.6.30	3,000,000 円
千葉 洋子	職員	理事長の妻	給与	2019.9.30 ~ 2019.12.1	450,000 円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	2018年4月1日 ~ 2020年6月30日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
パート、アルバイトも含めた人数を記載	15人	22,090,123 円

(注意事項)

- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇
-----	---------------

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（1）資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
田中 花子	理事	パソコン	2018.12.1	50,000 円	なし
				円	
				円	
				円	
役員等又は役員等が支配する法人との取引（双方向）がある場合は記載。申請書提出の日までの内容を記載。					
				円	

（2）資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
NPO 法人△△	正会員	事務所	通年	600,000 円	光熱費等を含む
千葉 太郎	理事長	現金	2019.6.1	900,000 円	借入金（無利子）
				円	
				円	
				円	
				円	

（注意事項）

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
吉田 孝	正会員	講師謝金	2018.6.3	10,000 円	
高橋 亮	正会員	講師謝金	2019.2.8	10,000 円	
千葉 太郎	理事長	講師謝金	2020.5.2	10,000 円	
				円	
				円	
役員等又は役員等が支配する法人との取引（双方向）がある場合は記載。 申請書提出の日までの内容を記載。					
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

なし

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
認定NPO法人〇〇	千葉県〇〇区△-□・×	100,000 円	2019.5.5	義援金
申請書提出の日までの内容を記載				

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>へ 助成の実績を記載した書類</p>		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
へ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	<p>閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇
-----	---------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
(有) ・ 無	(有) ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

每事業年度初めの3か月以内の提出が必要

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ (無)

(注) 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	4月1日～3月31日	設立年月日	2014年12月1日

登記事項証明書の設立年月日を記載

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第6表) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「◎」～「◎」の欄を記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「◎」～「◎」の欄を記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第8表) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要） 従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、その事務所の存在する所轄税務署長、都道府県知事、市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇
-----	---------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
〇〇事業	〇〇施設運営	通年	千葉県内	5人	被支援者 20人	100万円
△△事業	△△に関する講習会の開催	通年	事務所	5人	〇〇市在住の希望者 30人	200万円

(参 考)

役員 の 経 歴 に 関 す る 書 類

職 名	氏 名	職 業 ・ 経 歴
理 事 長	千 葉 太 郎	2015.4～ 一般社団法人〇〇 理事 2018.8～ 株式会社×× 取締役
理 事	田 中 花 子	2019.2～ 株式会社×× 職員
理 事	山 田 三 郎	2016.1～ NPO 法人△△ 理事
理 事	鈴 木 愛 子	2016.1～ NPO 法人△△ 理事
理 事	須 藤 誠	2012.4～ NPO 法人□□ 監事
理 事	小 川 和 子	
監 事	齋 藤 四 郎	2011.4～ ○×税務会計事務所 所長

第3表付表（初葉）の「最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数」を確認するために、任意様式で役員 の 経 歴 に 関 す る 書 類 の 提 出 を お 願 い し ま す 。

合算活動計算書

(単位：円)

科目	××年度	△△年度	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××	△△△	□□□□
賛助会員受取会費	×××	△△△	□□□□
.....	×××	△△△	□□□□
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××	△△△	□□□□
.....	×××	△△△	□□□□
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××	△△△	□□□□
.....	×××	△△△	□□□□
4. 事業収益			
○○事業収益	×××	△△△	□□□□
5. その他収益			
受取利息	×××	△△△	□□□□
雑収益	×××	△△△	□□□□
.....	×××	△△△	□□□□
経常収益計	×××	△△△	□□□□
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	△△△	□□□□
法定福利費	×××	△△△	□□□□
退職給付費用	×××	△△△	□□□□
.....	×××	△△△	□□□□
人件費計	×××	△△△	□□□□
(2) その他経費			
会議費	×××	△△△	□□□□
旅費交通費	×××	△△△	□□□□
減価償却費	×××	△△△	□□□□
支払利息	×××	△△△	□□□□
.....	×××	△△△	□□□□
その他経費計	×××	△△△	□□□□
事業費計	×××	△△△	□□□□
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××	△△△	□□□□
給料手当	×××	△△△	□□□□
法定福利費	×××	△△△	□□□□
退職給付費用	×××	△△△	□□□□
.....	×××	△△△	□□□□
人件費計	×××	△△△	□□□□
(2) その他経費			
会議費	×××	△△△	□□□□
旅費交通費	×××	△△△	□□□□
減価償却費	×××	△△△	□□□□
支払利息	×××	△△△	□□□□
.....	×××	△△△	□□□□
その他経費計	×××	△△△	□□□□
管理費計	×××	△△△	□□□□
経常費用計	×××	△△△	□□□□
当期経常増減額	×××	△△△	□□□□
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××	△△△	□□□□
.....	×××	△△△	□□□□
経常外収益計	×××	△△△	□□□□
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××	△△△	□□□□
.....	×××	△△△	□□□□
経常外費用計	×××	△△△	□□□□
税引前当期正味財産増減額	×××	△△△	□□□□
法人税、住民税及び事業税	×××	△△△	□□□□
当期正味財産増減額	×××	△△△	□□□□
前期繰越正味財産額	×××	△△△	□□□□
次期繰越正味財産額	×××	△△△	□□□□

パブリックサポートテストを相対値基準で計算する場合など、申請に係る書類に実績判定期間中に活動計算書(又は収支計算書)の科目の合算額を記入する箇所が多々ありますので、事前に、実績判定期間の活動計算書(又は収支計算書)を合算した計算書などを用意しておくこと書類の作成に便利です。

計算書類等の作成に当たっての留意事項

I 計算書類等

1. 計算書類の体系等

(1) 計算書類の体系

現行法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

- ・ 活動計算書

事業年度における NPO 法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO 法人の財務的生存力を把握しやすくするため、平成 24 年の法改正において資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します。

- ・ 貸借対照表

事業年度末における NPO 法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NPO 法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します。

- ・ 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものとして記載することは可能です。

前出の作成例、科目例は、「NPO 法人会計基準」をベースとした計算書類等の標準的な科目例、様式例、記載例ですが、計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足りる。例えば現金預金以外に資産や負債がないような NPO 法人においては、より簡易な記載で作成することも可能です。

なお、「NPO 法人会計基準」については以下の HP などを参考にしてください。

HP：特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会（内閣府）

<https://www.npo-homepage.go.jp/kaigi/kaikeimeikaku-kenkyuu>

みんなで使おう！NPO 法人会計基準（NPO 法人会計基準協議会）

<http://www.npokaikeikijun.jp/>

(2) 計算書類等の別業表示

法第 5 条第 2 項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。このため、従来、その他の事業を実施している NPO 法人に対しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、特定非営利活動に係る事業のものとは別に、各々その他の事業に係るものの作成が求められてきました。しかし、平成 24 年の法改正案の国会審議における貸借対照表の別業表示の見直しに係る質疑等も踏まえ、原則、全ての書類において別業表示は求めないこととし、その他の事業に固有の資産（例：在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの）で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載することとします。一方、按分を要する共通的なものについては基本的には記載を求めないものの、重要性が高いものについては注記することとします。

なお、活動計算書及び活動予算書については、別業表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します。また、事業報告書においてもそのことを明らかにすることが望まれます。

2. 活動計算書

(1) 収支計算書との違い

従来フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO 法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書は NPO 法人の

当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なものの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

(2) 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO 法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO 法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

現在、事業費・管理費の費目別内訳を表示していない NPO 法人が多数であります。NPO 法人間の比較可能性や NPO 法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。また、その費目については、前出の科目例を参考に、NPO 法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなりません。標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかについて注記することが望まれます。

- ・ 従事割合（科目例：給与手当、旅費交通費等）
- ・ 使用割合（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）
- ・ 建物面積比（科目例：水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等）
- ・ 職員数比（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）

(3) ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NPO 法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握できる場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています（同基準 25, 26）。この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします。無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。金額換算の根拠の具体例については、以下のとおりです（公益認定制度における算入実例より）。

- ・ 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金（時間給）を従事時間数で乗じた額
- ・ 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

3. 貸借対照表

(1) 資産等の表示方法

現在、資産等の表示の状況は NPO 法人ごとに様々であるところ、以下のとおり整理されることが望ましいと考えられます。

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後 1 年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 133 条を参考とし、1 年を超える期間において使用する 10 万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10 万

円未満のものについては費用処理（消耗品費として計上）ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。NPO 法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。

この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人税法施行令第 48 条、同第 48 条の 2 及び同第 133 条を参考とし、適用方法を選択します。

ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「NPO 法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています（同基準 24）。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

エ 特定資産

「NPO 法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており（同基準注解 13）、①寄附者により用途等が制約されている資産、②NPO 法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます（ガイドライン Q&A27-3）。

オ リース取引

リース取引については、事実上売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理することができるものとします。

カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことで、投資有価証券を保有する NPO 法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有する NPO 法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望まれます。

（2）チェックポイント

計算書類は、以下のように接続するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、全ての NPO 法人に共通して認識されなければなりません。

- ・ 「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- ・ 「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾（「次期繰越正味財産額」）が一致
- ・ 「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

4. 計算書類の注記

（1）注記の記載

現在、計算書類に注記を付している NPO 法人は多くありませんが、注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目については、該当がある場合には確実に注記することが必要です。

ア 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

ウ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合には、その内容

エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び算定方法

オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合

- には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法
- カ 用途等が制約された寄附金等の内訳
 - キ 固定資産の増減内訳
 - ク 借入金の増減内訳
 - ケ 役員及びその近親者との取引の内容
役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - a. 役員及びその近親者（2親等内の親族）
 - b. 役員及びその近親者が支配している法人なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。
 - コ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。
 - ・ 現物寄附の評価方法
 - ・ 事業費と管理費の按分方法
 - ・ 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの（後発事象）
 - ・ その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

（２）注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ～カ及びケについては、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項は以下のとおりです。

- ・ エ及びオについては、計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします（金額換算の具体例はI 2（3）参照）。
- ・ カについては、当期で収益として計上された用途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。
- ・ ケについては、その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

5. 財産目録

現在、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載している NPO 法人が少なからず存在します。しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。

また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます。

6. 活動予算書

NPO 法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

II 留意すべき会計上の取扱い

1. 用途等が制約された寄附金等の取扱い

(1) 用途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち用途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します。

なお、用途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に用途の制約が解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をより的確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられます。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 用途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金
- ・ 奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てることを指定された寄附金

(2) 対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の取扱い

対象事業等が定められた補助金等は、用途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益（受取補助金等）として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します。なお重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望まれます。

対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等について、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

2. 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱うと、誤った計算により認定基準の一つである要件（PST（パブリックサポートテスト）要件；市民から広く支持を得ているとみなす基準）を充たしてしまうこととなり、NPO法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお実態的には、会費として扱われているものには、①社員（正会員）たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの（「正会員受取会費」等）、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの（いわゆる「賛助会員受取会費」等）、③サービス利用の対価としての性格を持つもの（例えば「〇〇利用会員受取会費」等）、の3つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望まれます。

3. 認定NPO法人についての留意事項

(1) 認定NPO法人の会計処理

認定NPO法人は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について高い透明性をもって情報提供するよう努める責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定NPO法人においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実を図ることが望まれます。

認定NPO法人において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法
- ・ 使途等が制約された寄附金等(対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む)の内容、使用状況
- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 会費の計上方法
- ・ 現物寄附の評価方法
- ・ 関連当事者間取引

(2) 認定 NPO 法人の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取扱い

発生主義による会計処理を採用する法人が認定制度に基づく認定を受ける(受けている)場合、現金主義・発生主義の併存を許容しながら運用されている認定制度の実務に基づき提出される行政上の書類と会計書類との間で差異が生ずることが考えられます。

この点については、計算書類は、法人自身のマネジメントや対外的説明責任の基本となるものであり、計算書類と認定申請等のための行政上の書類とは基本的に整合的であることが望ましいと考えられますが、認定行政上の必要性に照らして合理的な差異が生ずることはあり得るものと考えられ、会計の明確化の在り方はそれとは切り離して考えられるべきものです。

4. 経過措置

「NPO 法人会計基準」を適用するに当たっての経過措置については、以下のとおりとします。

ア 過年度分の減価償却費

減価償却を行っていない NPO 法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上します。この場合、過年度の減価償却費については、活動計算書の経常外費用に「過年度損益修正損」として表示します。ただし、「過年度損益修正損」に該当する費用が減価償却費だけである場合は、「過年度減価償却費」として表示することも可能です。

過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認めます。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とし、その旨を重要な会計方針として注記します。

また、購入時に費用処理し、資産に計上していないものについては、過年度分に関しては考慮せずに、適用初年度に購入したものから資産計上します。

イ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計については、全ての NPO 法人に導入を求めるものではありません。

ただし、退職給付会計を新たに導入しようとする法人における会計基準変更時差異については、他の会計基準と同様に、適用初年度から 15 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理すべきです。この処理は、会計基準変更時に一括して経常外費用の過年度損益修正額として計上することも含まれます。なお、既に退職給付会計の導入が行われている NPO 法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行います。

ウ 過年度分の収支計算書の修正

従来の収支計算書から活動計算書への変更については、制度改正に基づくものであり、継続性の原則に反するものではないため、表示方法の変更等について遡って修正を行う必要はありません。

エ 正味財産の区分

「NPO 法人会計基準」へ移行した上で、正味財産を基本的には区分して記載することとした場合、適用初年度以降区分することとし、遡って修正を行う必要はありません。

オ 適用初年度における「前期繰越正味財産額」

「NPO 法人会計基準」適用初年度における活動計算書上の「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の貸借対照表における「正味財産合計」を記載することとします。

認定を受けるための申請書及び添付書類チェック表

(参 考)

申請書・添付書類		チェック			
		相対値		絶対値	条例
		原則	小規模用		
認定申請書（第十三号様式）					
1 寄附者名簿					
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。				
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人				
		認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）			
		認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）			
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）			
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）			
		社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）			
	ロ 絶対値基準				
		認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）			
	ハ 条例個別指定基準				
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）				
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。				
		認定基準等チェック表（第2表）			
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）				
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）				
	役員 の 状 況（第3表付表1）				
	帳簿組織の状況（第3表付表2）				
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）				
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）				
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）				
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）				
号 六 基 準 八	認定基準等チェック表（第6、7、8表）				
所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書（その4）					
関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書					
欠格事由チェック表					
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					

(注)1 申請書提出前に本チェック表により提出書類の再確認をお願いします。

2 P S T基準や小規模法人の特例の適用等により添付書類が異なりますのでご注意ください。

特例認定を受けるための申請書及び添付書類チェック表

申 請 書 ・ 添 付 書 類		チェック
特例認定申請書（第十五号様式）		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
基 準 二 号	認定基準等チェック表（第2表）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	
	役員の状況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
号 六 号 基 準	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	
所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書（その4）		
関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書		
欠格事由チェック表		
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

(注)1 一号基準に関する書類の添付は必要ありません。

2 寄附者名簿の添付は任意です。

認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類チェック表

申請書・添付書類		チェック
認定有効期間更新申請書(第十四号様式)		
1 寄附者名簿		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)	
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)	
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)	
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)	
	社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表(第2表)	
	認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)	
三 号 基 準	認定基準等チェック表(第3表)	
	役員の状況(第3表付表1)	
	帳簿組織の状況(第3表付表2)	
四 号 基 準	認定基準等チェック表(第4表)	
	役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)	
五 号 基 準	認定基準等チェック表(第5表)	
六 号 八 号 基 準	認定基準等チェック表(第6、7、8表)	
	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書(その4)	
	都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書	
欠格事由チェック表		
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

(注)1 寄附者名簿の添付は任意です。

2 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項は、改めて記載する必要はありません(法51⑤ただし書)。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。

3 「認定基準等チェック表(第3表)ロ」欄及び「認定基準等チェック表(第6表)並びに(第8表)」欄の記載は必要ありません。

7 審査等において確認する書類

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するため、審査等においてNPO法人へ提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

ただし、これらは、あくまでも確認する資料の一例であり、認定の審査等の過程において、必要に応じて、ここに掲げる以外の資料を確認する場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認をさせていただく場合があります。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO 法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリックサポートテストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO 法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリックサポートテストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリックサポートテストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリックサポートテストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の者の人数が年平均 100 人以上)の算出方法がわかる資料	パブリックサポートテストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリックサポートテストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書、支給決定通知書等	パブリックサポートテストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	議事録、その他規程	運営組織及び経理に関する基準
		不正行為等に関する基準
12	NPO 法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及び NPO 法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

8 認定後の手続き

(1) 認定NPO法人等の書類の提出義務

① 認定又は特例認定の通知を受けた後の手続き

認定又は特例認定の通知を受けた認定NPO法人又は特例認定NPO法人で所轄庁以外の都道府県の区域内にその他の事務所を設置する法人は、遅滞なく、次に掲げる書類をその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。）に提出しなければなりません（法49④、62、法規27②）。

所轄庁以外の関係知事に提出する書類
① 法規第27条第2項で規定する様式第1号（認定NPO法人） 又は 法規第33条で規定する様式第4号（特例認定NPO法人）
② 直近の事業報告書等
③ 役員名簿
④ 定款等（定款、認証に関する書類の写し、登記事項証明書の写し）
⑤ 所轄庁に提出した申請書に添付した書類の写し
⑥ 認定又は特例認定に関する書類の写し

② 認定の有効期間の更新の通知を受けた場合

認定の有効期間の更新の通知を受けた認定NPO法人で所轄庁以外の都道府県の区域内にその他の事務所を設置する認定法人は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法49④、51⑤、法規28）。

所轄庁以外の関係知事に提出する書類
① 法規第28条に規定する様式第2号
② 所轄庁に提出した認定の更新を受けるための申請書に添付した書類の写し
③ 認定の更新に関する書類の写し

(2) 認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務

認定NPO法人又は特例認定NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、役員報酬規程等を所轄庁（2以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人又は特例認定NPO法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出しなければなりません（法55）。

詳細については、Ⅲの「1 認定NPO法人等の報告義務」（133～136頁）をご参照ください。

Ⅲ 認定 NPO 法人の運営管理

ここでご案内する内容以外に、認定（特例認定）NPO法人には、認証法人としての管理運営に係る義務等がありますので、ご注意ください。

1 認定 NPO 法人等の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、次の①～⑨に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法 54②二～四、法 55①、法 62、法規 32）。

また、すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法 29、特定非営利活動法人の申請・届出の手引き 54 頁を参照願います。）。

なお、2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません（法 52①、法 55①、法 62）。千葉県以外への提出にあたっては、提出先の都道府県の定めに従って提出してください。

	提出書類	参照ページ	
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	141	
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 （内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	前事業年度の収益の明細など	
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類		
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等 ^{（注1）} との取引		
	⑤		寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^{（注2）} で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限り）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類
⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
	⑦		支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類 ^{（注3）}		
⑨	第 3 章「2 (1) 認定の基準の概要」の(3)（ロの部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（特例認定の場合も同じです。） ※認定基準等チェック表（第 3 表、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表）、欠格事由チェック表		101～106 112～117

※1 ④欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によっ

て生計を維持している関係
 ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

※2 ⑤欄の「特殊な関係」は、※1 イ～ハに掲げる関係をいいます。

※3 平成28年の法改正に伴い、海外への送金等を行う場合（その金額が200万円以上のものに限る）の事前報告が不要となり、金額にかかわらず毎事業年度1回、事後報告するものとされました。

(2) 助成金及び海外送金等の報告

認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません（法54③、法55②、法62）。

また、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません。なお、千葉県以外への提出にあたっては、提出先の都道府県の定めに従って提出してください。

	書類の作成時期	作成（提出）書類	参照ページ
助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金支給実績提出書（第二十号様式） ・助成の実績を記載した書類 	152

また、認定NPO法人等は、海外への送金若しくは金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときには、所轄庁の条例で定めるところにより、金額及び用途並びにその予定日を記載した書類等を作成し、所轄庁に提出しなければなりませんでしたが、平成28年の法改正により、金額にかかわらず事後報告するものとなりました。（旧法54④、法55②、法62）

ただし、改正法の施行（平成29年4月1日）の際、旧法の認定等を受けているNPO法人による施行日の属する事業年度以前における海外への送金等に係る書類の作成、当該認定NPO法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出については、なお、従前の例によるものとされました。（改正法附則8）

(3) 代表者の氏名に変更があった場合の報告

認定NPO法人等は、代表者の氏名に変更があったときは、次に掲げる書類を作成し、遅滞なく所轄庁に届け出なければなりません。（法53①、法62）

報告事項	提出書類	参照ページ
認定NPO法人等の代表者の氏名に変更があった場合	代表者氏名変更届出書（第十八号様式）	153

(4) 所轄庁以外の関係知事への報告

二つ以上の都道府県に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、以下の①～⑥に該当する場合は、所轄庁以外の関係知事に関係書類を提出する必要があります。なお、所轄庁以外の関係知事への提出にあたっては、提出先の都道府県の定めに従って提出してください。

	報告事項	提出書類	提出先
①	所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合(法 49④、法 51⑤、法 62、法規 27②)	イ 直近の事業報告書等 ロ 役員名簿 ハ 定款等 ニ 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ホ 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し へ 法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規定されている提出書(認定の通知を受けた場合は様式第 1 号、特例認定を受けた場合は様式第 4 号、認定の有効期間の更新を受けた場合は様式第 2 号) ※イ～ハは、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です(法 51⑤)。	所轄庁以外の関係知事
②	役員の変更等をした場合(法 52①、法 62、法 23)	イ 役員の変更等届出書 ロ 変更後の役員名簿 ハ 役員が新たに就任した場合は、 ① その役員が法第 20 条(役員の欠格事由)に該当しないこと及び法第 21 条(役員の親族等の排除)に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し ② 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの	所轄庁及び所轄庁以外の関係知事
③	定款を変更した場合(所轄庁の認証が必要な場合を除きます。)(法 52①、法 62、法 25⑥)	イ 定款変更届出書 ロ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ハ 変更後の定款	
④	定款の変更に係る登記をした場合(法 52①、法 62、法 25⑦)	イ 定款変更登記完了提出書 ロ 登記をしたことを証する登記事項証明書	
⑤	定款の変更の認証を受けた場合(法 52②、法 62、法 25③)	イ 定款変更認証関係書類提出書(第十七号様式) ロ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ハ 変更後の定款	所轄庁以外の関係知事

⑥	認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合(法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)	イ 直近の事業報告書等 ロ 役員名簿 ハ 定款等 ニ 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ホ 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ヘ 法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書(認定 NPO 法人は様式第 3 号、特例認定 NPO 法人は様式第 5 号)	所轄庁以外の関係知事
---	--	---	------------

(5) その他

	報告事項	提出書類	提出先
①	認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項を申請する場合(法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①)	イ 定款の変更の認証を受けなければならない事項(法 25③)に係る定款変更認証申請書 ロ 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ハ 変更後の定款 ニ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法 11①三又は十一に掲げる事項に限ります。) ホ 役員名簿 ヘ 宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと(法 2②二)及び暴力団等に該当しないものであること(法 12①三)を確認したことを示す書面 ト 直近の事業報告書等 チ 認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し リ 認定等に関する書類の写し ヌ 所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含みます。)の写し ル 所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類 ※提出する書類の様式及び提出書類の部数は、提出先の所轄庁の定めに従ってください。	変更前の所轄庁を經由して変更後の所轄庁へ提出

2 認定 NPO 法人等の情報公開

(1) 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（138～139 頁の「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照）（法 52④、54④、法 62）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規 32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

(注) 令和 2 年の法改正により、①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができることとされました（法 52⑤）。

《参考》

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法 54①②、法 62）。

書 類 名	備え置き期間	
	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 54①）	認定の日から起算して 5 年間	特例認定の日から起算して 3 年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法 54②一）	作成の日から起算して 5 年間	作成の日から起算して 3 年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二）	作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（法 54②三）		
Ⅱ「2 認定等の基準の概要」の③（ロに係る部分を除きます。）、④イ及びロ、⑤並びに⑦に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法 54②四、法規 32②） ※認定基準等チェック表（第 3 表、第 3 表付表 1、第 3 表付表 2、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表）、欠格事由チェック表の備え置きでも可		
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法 54③）		作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間

(2) 所轄庁の情報公開(閲覧)

所轄庁は、認定NPO法人等から提出を受けた上記(1)の書類(認定NPO法人は過去5年間、特例認定NPO法人は過去3年間に提出を受けたものに限り)について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法30、法56、法62)(138~139頁参照)。

認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定NPO法人等及び所轄庁において閲覧(所轄庁においては謄写も可能です)対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書 類 名		認定NPO法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)
事業報告書等 ^(※1)		○	○
事業報告書			
計算書類(活動計算書、貸借対照表)			
財産目録			
年間役員名簿(各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿)			
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面			過去5年間に提出を受けたもの
役員名簿 ^(※1)			
定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)		(※2)	(※2)
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	○
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	○
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	○
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○	
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○	
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○	
	寄附者(当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○	
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類 ^(※3)	○	
		作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	過去5年間に提出を受けたもの ^(※3)
		認定の有効期間中 ^(※3)	認定の有効期間中 ^(※3)

Ⅱ「2 認定等の基準」の③（ロに係る部分を除きます。）、④イ及びロ、⑤並びに⑦に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（※4）	○		○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類	○		○	
寄附者名簿		×		×
認定（特例認定）申請書		×		×
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×

※1 認定 NPO 法人・特例認定 NPO 法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません（令和2年改正法30、52⑤）。

※2 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

※3 特例認定 NPO 法人については翌々事業年度の末日までの間、「助成金の支給の実績」を記載した書類のみ作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間。

※4 認定基準等チェック表（第3表、第3表付表1、第3表付表2、第4表（初葉）、第5表、第7表）、欠格事由チェック表を閲覧させることで可。

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成

年 月 日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇〇 △丁目〇番地〇
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の書類について、特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（第 62 条において準用する同法第 55 条第 1 項）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
提出しない場合
（1）役員報酬の支給に関する規程（最後に提出した事業年度 年度）
（2）職員給与の支給に関する規程（最後に提出した事業年度 年度）
- 2 特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に規定する事項（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を除く。）を記載した書類
- 3 特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

備考 上記 1 の書類について、特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項ただし書の規定により提出しない場合は、上記 1 (1)(2)に「最後に提出した事業年度」を記載すること。

(作成例)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	100,000円
受取寄附金	1,200,000円
受取民間助成金	1,000,000円
〇〇〇事業収益	520,000円
△△△事業収益	1,179,000円
受取利息	50円
雑収益	950円
収益の源泉別の内容を記載（活動計算書の 収益の部の区分に基づいて作成）	円
	円
	円
	円
合 計	4,000,000円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
〇〇銀行	2,000,000円
〇〇理事	1,000,000円
借入金がある場合は、その借入金ごとに内訳を記載	円
	円
	円
合 計	3,000,000円

(3) その他

なし

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
〇〇市		1,000,000円	〇〇事業補助金
□□市		500,000円	〇〇事業委託料
株式会社□□		100,000円	助成金
NPO 法人××		10,000円	講師謝金
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
理事長		600,000円	事務所賃貸料 (50,000円/月)
株式会社〇〇		100,000円	パンフレット作成・印刷
株式会社××		50,000円	HP 作成・更新
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
千葉 太郎	理事長	パソコン(〇〇社製)	2019.6.1	50,000円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

NPO 法人が譲渡したものと譲渡されたものの両方を記載

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
田中 春男	理事の父	自動車のリース契約	2019.4.1	200,000 円	
佐藤 夏彦	社員	事務所賃貸借契約	2019.8.1	100,000 円	
鈴木 秋一	職員	借入金	2020.2.1	100,000 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

NPO 法人が貸付けたものと貸付けを受けたものの両方を記載

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
田中 花子	理事	〇〇事業 講師謝金	2019.7.1	30,000 円	
NPO 法人〇〇	社員	会議室賃貸料	2019.9.1	10,000 円	
中田 冬子	職員	事務員の委託契約料	通年	2,000,000 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

NPO 法人が提供したものと提供を受けたものの両方を記載

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

5 支出した寄附金に関する事項 [⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2020.10.15.	公益財団法人〇〇		〇〇〇支援	10,000 円
2021.1.31	認定 NPO 法人××		×××支援	30,000 円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
	合 計			40,000 円

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

6 海外への送金等に関する事項 [⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
2020.12.24	海外支援事業視察・現地滞在費（〇〇国）	100,000 円
平成 28 年の法改正に伴い、海外への送金等を行った場合（その金額が 200 万円以上のものに限る）における事前報告が不要となり、金額にかかわらず事後報告となった		円
		円
		円
改正法の施行（平成 29 年 4 月 1 日）の際、現に旧法の認定又は仮認定を受けている NPO 法人による施行日の属する事業年度以前における海外への送金等に係る旧法第 54 条第 4 項（旧法第 62 条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定 NPO 法人又は仮認定 NPO 法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出については、なお、従前の例による（改正法附則 8）		円
		円
		円

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	事業年度	2019年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。なお、経過措置については次ページ「認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書の変更点」を御参照下さい。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO 法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する 役員報酬規程等提出書の変更点

- ・ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
- ・ 前事業年度の資産の譲渡等に関する事項（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の資金に関する事項）（法54②三、法規32①二。様式例149頁）
- ・ 役員等に対する報酬又は給与の状況（法54②三、法規32①五。様式例146頁）

2020年		2021年									
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月

2021年6月9日
改正NPO法・改正NPO法施行規則施行

ケース1
事業年度が
4月1日～3月31日の法人

2021年度の
事業開始
4月1日

2020年度の事業

2020年度の役員報酬規程等
提出書の作成、提出

改正NPO法・改正NPO法施行規則の施行日前に開始した
事業年度において作成・提出すべき書類に該当するため、従前の例による

- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、変更がなくとも提出義務あり（令和2年改正法附則3）
- ・ 資産の譲渡等に関する事項については所轄庁への提出義務あり（令和2年改正法附則3）
- ・ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況について、作成の義務なし（令和3年改正施行規則附則2）

ケース2
事業年度が
7月1日～6月30日の法人

2021年度の
事業開始
7月1日

2020年度の事業

2020年度の役員報酬規程等
提出書の作成、提出

※改正NPO法・改正NPO法施行規則の
施行日以後に開始する事業年度にお
いて作成すべき書類について、提出は
不要ですが、作成、備置、閲覧につい
ては引き続き行う必要があります。
(法54②二、法54②三、法54④)

改正NPO法・改正NPO法施行規則の施行日以後に開始する事
業年度において作成・提出すべき書類に該当するため、改
正NPO法・改正NPO法施行規則が適用される

- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、既に提出されている書類の内容に変更がない場合、所轄庁への提出は不要（令和2年改正法附則3）※
- ・ 資産の譲渡等に関する事項については、所轄庁への提出は不要（令和2年改正法附則3）※
- ・ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況について、作成の義務あり（令和3年改正施行規則附則2）

第二十号様式（第十九条の五）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成

助成金支給実績提出書

〇〇年〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇〇市△△△ 〇〇丁目〇番〇号
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（第62条において準用する同法第55条第2項）の規定により、その助成の実績を記載した書類を提出します。

（注意事項）

この提出書は、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

第十八号様式（第十九条の三）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成

代表者氏名変更届出書

〇〇年〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇〇市△△△ 〇〇丁目〇番〇号
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり代表者の氏名に変更があったので、特定非営利活動促進法第53条第1項（第62条において準用する同法第53条第1項）の規定により、届け出ます。

変更年月日	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名

千葉県規則で定められた様式ど
おりに作成

第十七号様式（第十九条の二）

定款変更認証関係書類提出書

〇〇年〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇〇市△△△ 〇〇丁目〇番〇号
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（第62条において準用する同法第52条第2項）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を提出します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の認証日

備考 上記1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。

(注意事項)

- 1 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。
- 2 提出の際は、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付してください。

〇〇年〇月〇〇日

千葉県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
〇〇〇市△△△ 〇〇丁目〇番〇号
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第44条第1項の
認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第44条第1項の認定を受けたので、法第49条第
4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住
所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（11を除く。）及び法第
47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出す
ること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年
度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11から13までに掲げる書類については、法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に
提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

法施行規則で定められた様式ど
おりに作成

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
〇〇〇市△△△ 〇〇丁目〇番〇号
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第58条第1項の
特例認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第58条第1項の特例認定を受けたので、法第62
条において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住
所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適
合する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該
当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出す
ること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年
度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11及び12に掲げる書類については、法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申
請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

法施行規則で定められた様式ど
おりに作成

〇〇年〇月〇〇日

千葉県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
〇〇〇市△△△ 〇〇丁目〇番〇号
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第51条第2項の
有効期間の更新に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第51条第2項の規定による有効期間の更新を受け
たので、法第51条第5項において準用する法第49条第4項（第1号に係る部分を除く。）の規定
により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及び
ニ、第4号、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類並びに法第47
条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類のうち法第51条第5項において準用す
る法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類のうち法第51条第5項にお
いて準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 3 有効期間の更新に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及びニ、第
4号、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類、法第47条各号のいずれに
も該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
のうち、所轄庁への提出を省略したものが含まれる場合には、以下の欄にその名称を記入すること。

書 類 の 名 称

- 3 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

3 認定 NPO 法人等に対する監督等

(1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64②)。

(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等について、(4)ロ①から③の認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等について(4)ロ①(第3章①「2(1) 認定等の基準の概要」の(3)は除きます。)から③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65②)。

ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(法 65④)。

(3) その他の事業の停止

イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定 NPO 法人の行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法 66①)。

ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 66②、65⑤⑥)。

(4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)を取り消さなければなりません(法 67①③)。

① 欠格事由(認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については25、57、58頁を参照願います。)のいずれかに該当するとき

② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき

- ③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)のその他の事業の停止命令に従わないとき
 - ④ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ロ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法 67②③)。
- ① II「2(1)認定の基準の概要」③、④イ若しくはロ、⑦(21～24 頁参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
 - ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、III「2(1)認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)」(137 頁参照)に違反して書類を閲覧させないとき
 - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業(法人税法第 2 条第 13 号の収益事業を言います。(注)に同じ。)から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法 66 の 11 の 2③④⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するものために支出した金額をいいます(10 頁参照)。

(5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

- イ 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定 NPO 法人等と認定 NPO 法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます(法 77)。
- ロ 50 万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50 万円以下の罰金に処せられます(法 78、79)。

 - ① 認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(法 50①、62、78 二、四)
 - ② 不正の目的をもって、他の認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者(法 50②、62、78 三、五)
 - ③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者(法 65④、78 六)
 - ④ 正当な理由がないのに、上記(3)の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者(法 66①、78 七)
- ハ 20 万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処せられます(法 80)。

 - ① 認定 NPO 法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等(法 52①、53 ①)、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法 80 三)
 - ② 認定 NPO 法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定(法 54①② ③④)に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類(III 2(1)認定 NPO 法人等

の情報公開（閲覧）137頁参照）を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）

- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法49④、53④）又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法52②）、認定NPO法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法55①②）に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類（Ⅲ1（1）「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」（133頁）を参照してください）及びⅢ1（4）「所轄庁以外の関係知事への報告」（135頁参照）①、④、⑤、⑥の書類の提出を怠ったとき（法80五）
- ④ 上記(1)イ若しくはロによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法80十）

IV 認定 NPO 法人等の合併

1 NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます(法 33)。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法 34)。

所轄庁から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証の通知のあった日から 2 週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法 35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に、合併により設立した NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令 8)。

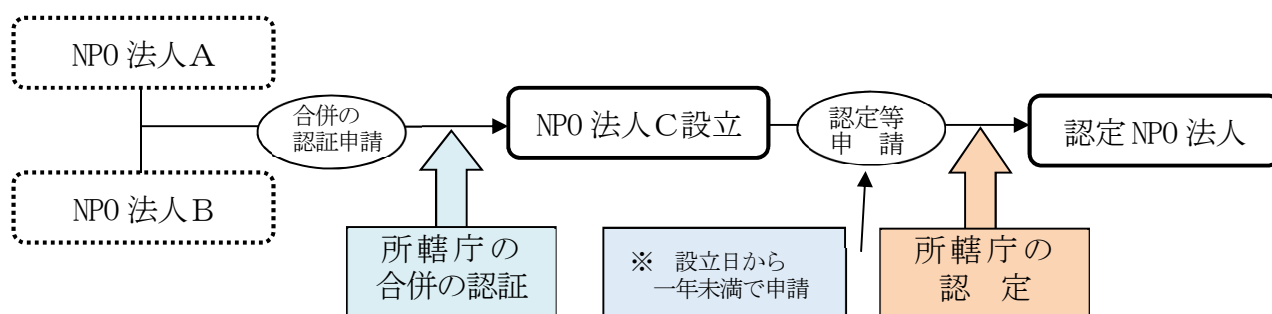
(注)「一定の期間内」の期間は、2 月を下回ってはなりません。

2 合併法人に係る認定等の基準の適用

合併により設立された NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人は、その所轄庁に認定の申請を行うこととなります。申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないものが、認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)を受けようとする場合には、認定等の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとする NPO 法人が合併によって設立された NPO 法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないもの(以下「合併新設法人」といいます。)である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において 1 年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります(法 46、法令 6③)。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき
設立の日の前日

(ロ) 実績判定期間の開始日

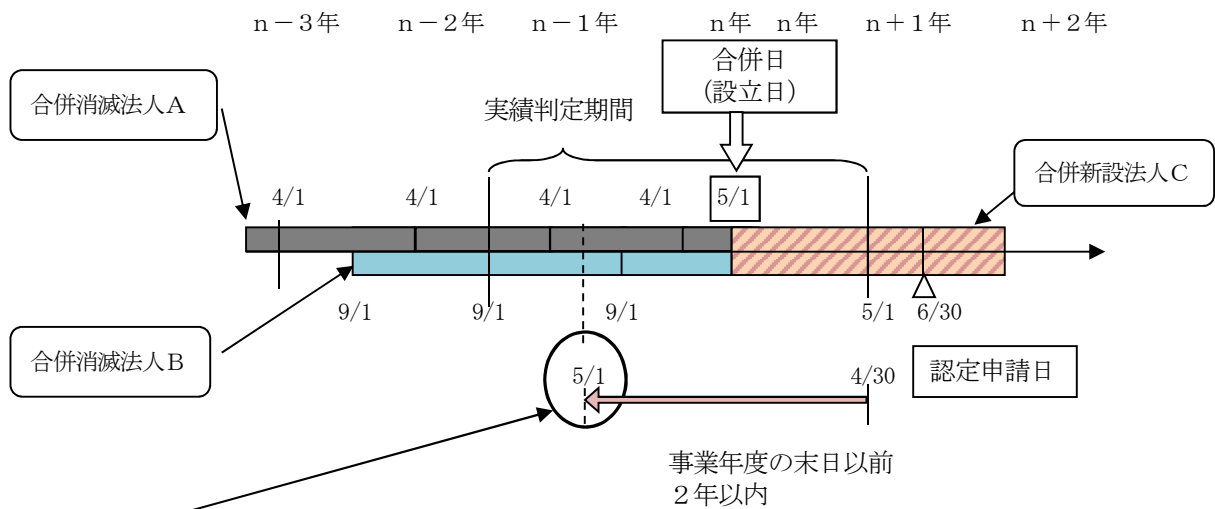
上記イ(イ)①又は②の日以前 5 年(過去に認定を受けたことのない NPO 法人が認定を受け

ようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年) 内に終了した合併によって消滅した各NPO法人(以下「合併消滅法人」といいます。)の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります(法59、法令8④)。

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A(事業年度: 4月~3月)と法人B(n-3年9月1日設立、事業年度: 9月~8月)が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C(事業年度: 5月~4月)を設立し、
- ③ 新設法人Cがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合

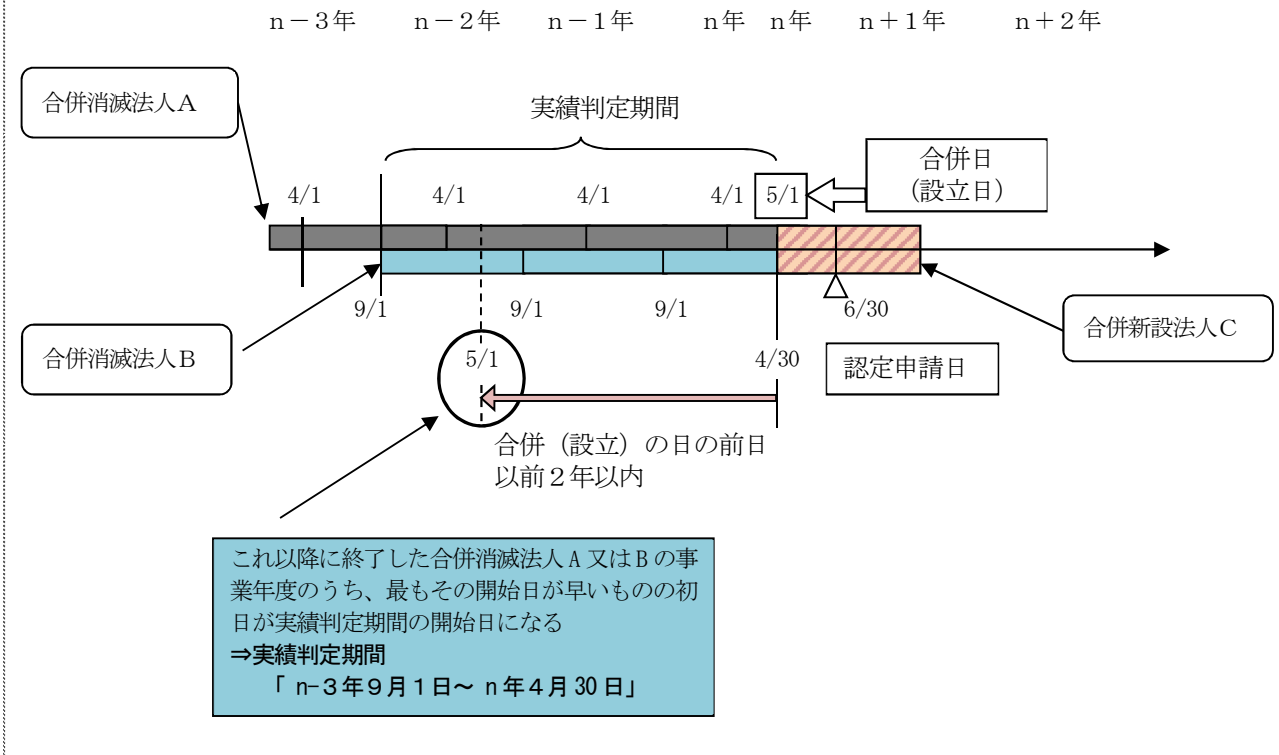


これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
 ⇒実績判定期間
 「n-2年9月1日~ n+1年4月30日」

《ポイント》
 この例の場合、申請書を提出するn+1年6月30日に係る事業年度の初日(n+1年5月1日)においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。
 なお、設立の日以後1年を超える期間が経過した場合には、原則どおり申請した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の
実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令6③))

通常の申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>

ロ 法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定（法 46、法令 5②、6②③）

申請をしようとする NPO 法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		合併前の判定方法
パブリックサポートテスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準 事業活動に関する (四号基準)	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準 情報公開に関する (五号基準)	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から 1 年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注) 1 各基準の詳細は、II「3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準」(40～56 頁)を参照してください。

2 現に特例認定法人である法人については、法 59 条 2 号（設立後 5 年以内である）及び 3 号（過去に認定を受けたことがない）の基準は適用対象になりません（法 63⑤、令 9②）。

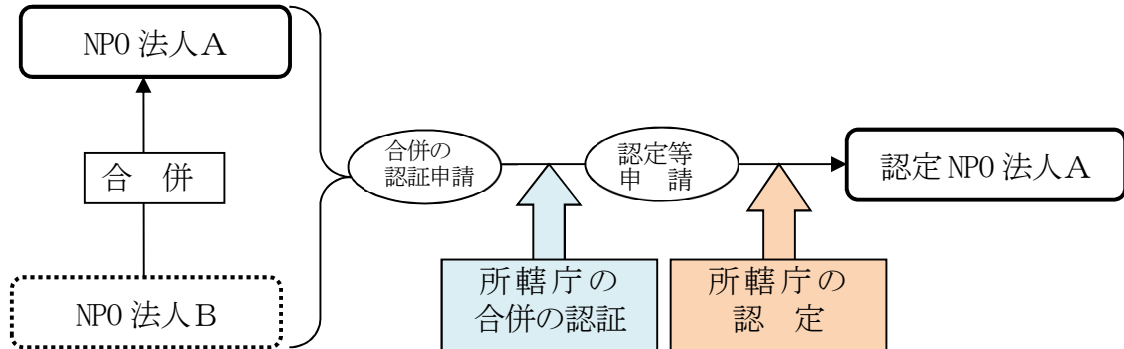
《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法 45①九）。

(2) 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合に係る認定等の基準の適用

認定等を受けようとする NPO 法人が合併後存続する NPO 法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において 1 年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法 46、法令 6 ①）。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき
合併の日の前日

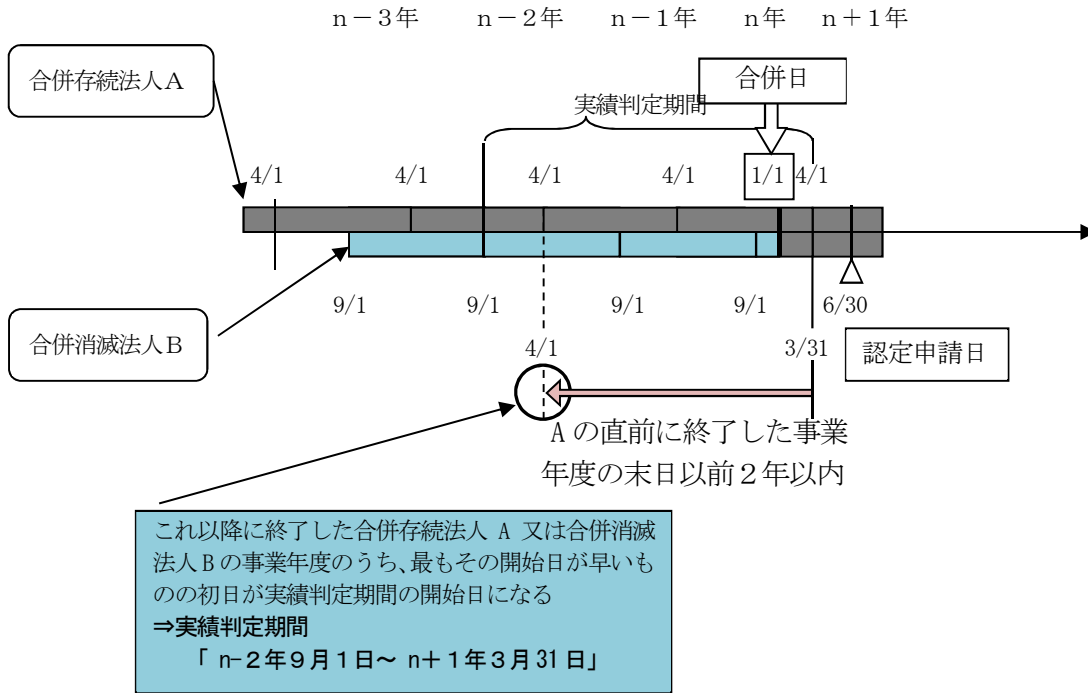
(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前 5 年（過去に認定を受けたことのない NPO 法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は 2 年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から 5 年を経過していないことが特例認定の基準となります（法 59、法令 8）。

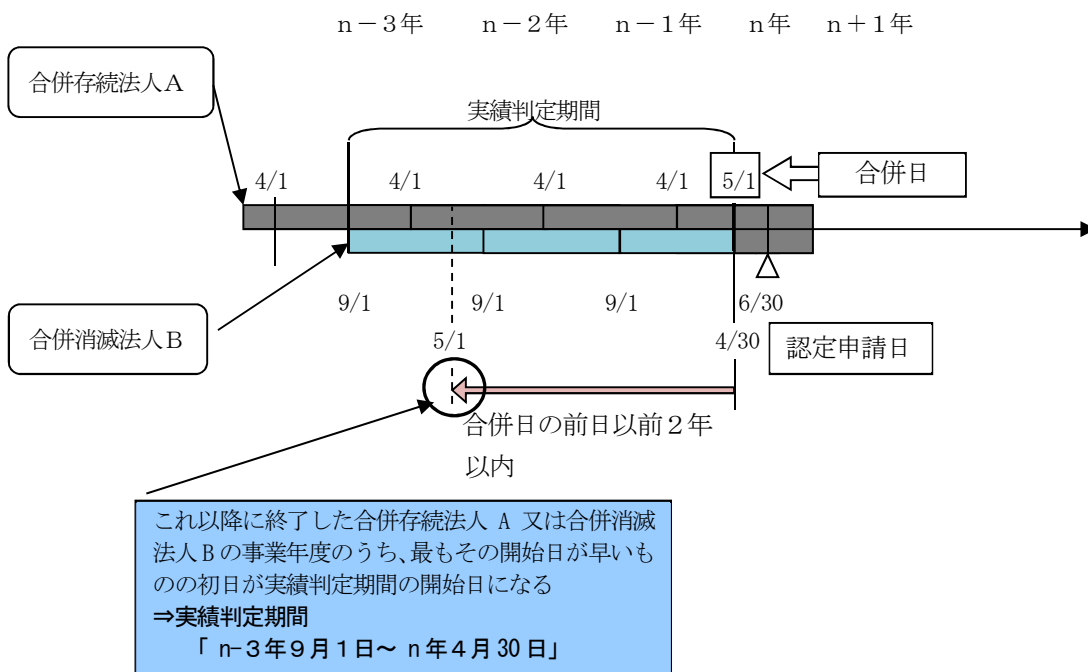
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n+1年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(法令6①))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。	(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

□ 法人の合併前の期間における認定基準等への適合の判定(法46、法令5②、6①②)

申請をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準	判定方法
パブリックサポートテスト(PST)に関する基準(一号基準)	合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準(二号基準)	
運営組織及び経理に関する規準(三号基準)	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	

認定基準		判定方法
情報公開に関する基準（五号基準）	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注) 1 各基準の詳細は、II「3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準」(40～56頁)を参照してください。

2 現に特例認定NPO法人である法人については、法59条2号(設立後5年以内である)及び3号(過去に認定を受けたことがない)の基準は適用対象になりません(法63⑤、令9②)。

《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

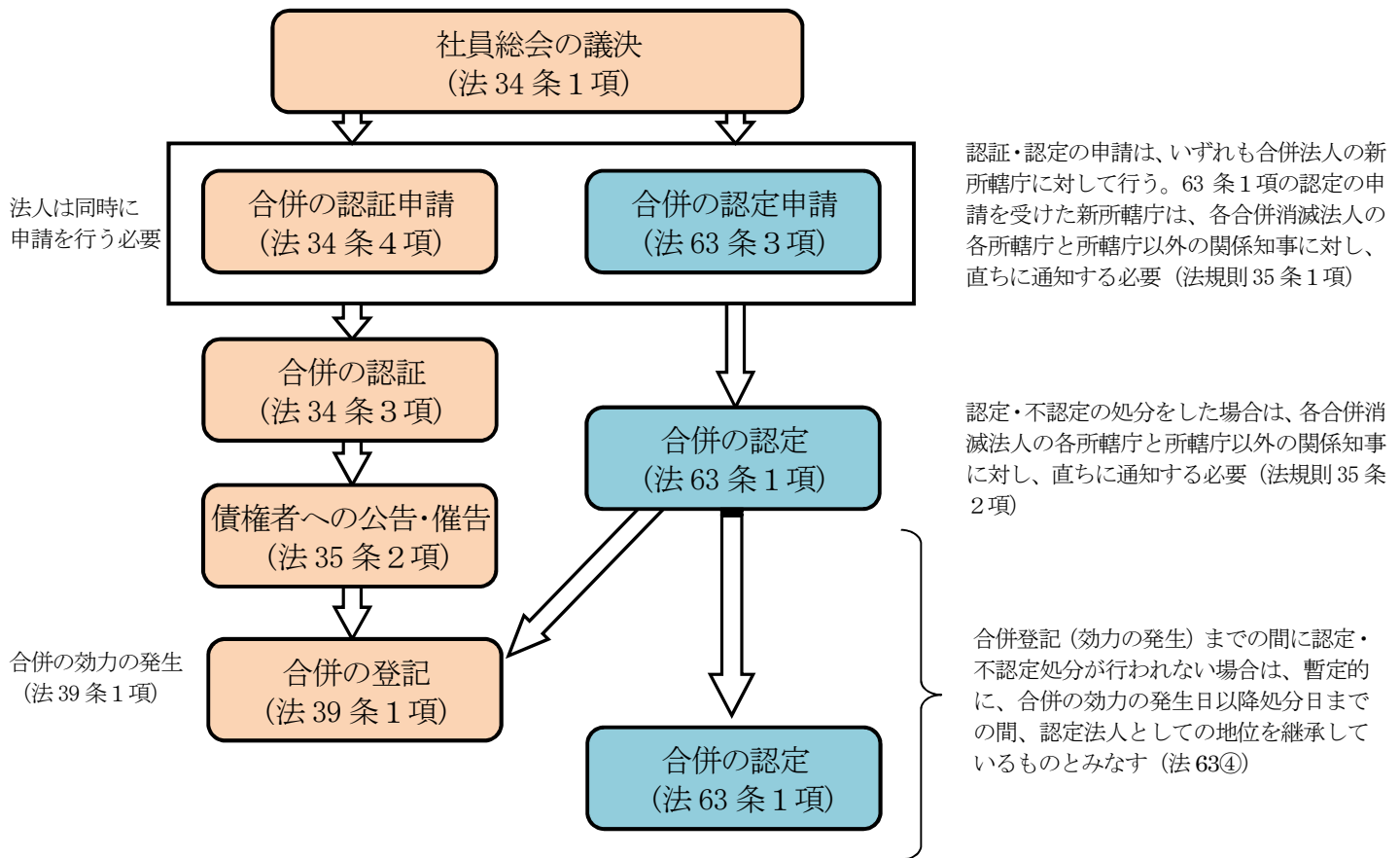
また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります(法45①九)。

(3) 認定NPO法人等の合併

イ 認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定NPO法人としての地位を承継します(法63①)。

○ 申請から認定手続



ロ 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人 (認定 NPO 法人を除きます。) と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した NPO 法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定 NPO 法人としての地位を承継します (法 63②)。

ハ 合併の認定の申請

上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません (法 63③)。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人は、その処分がされるまでの間は、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人としての地位を承継しているものとみなされます (法 63④)。

ニ 実績判定期間及び認定基準

合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人が、上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりとなります。

(イ) 実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります (法 63⑤、法令 9①②)。

(1) 実績判定期間の終了日

合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人 (合併によって NPO 法人

を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各 NPO 法人。以下同じです。) の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

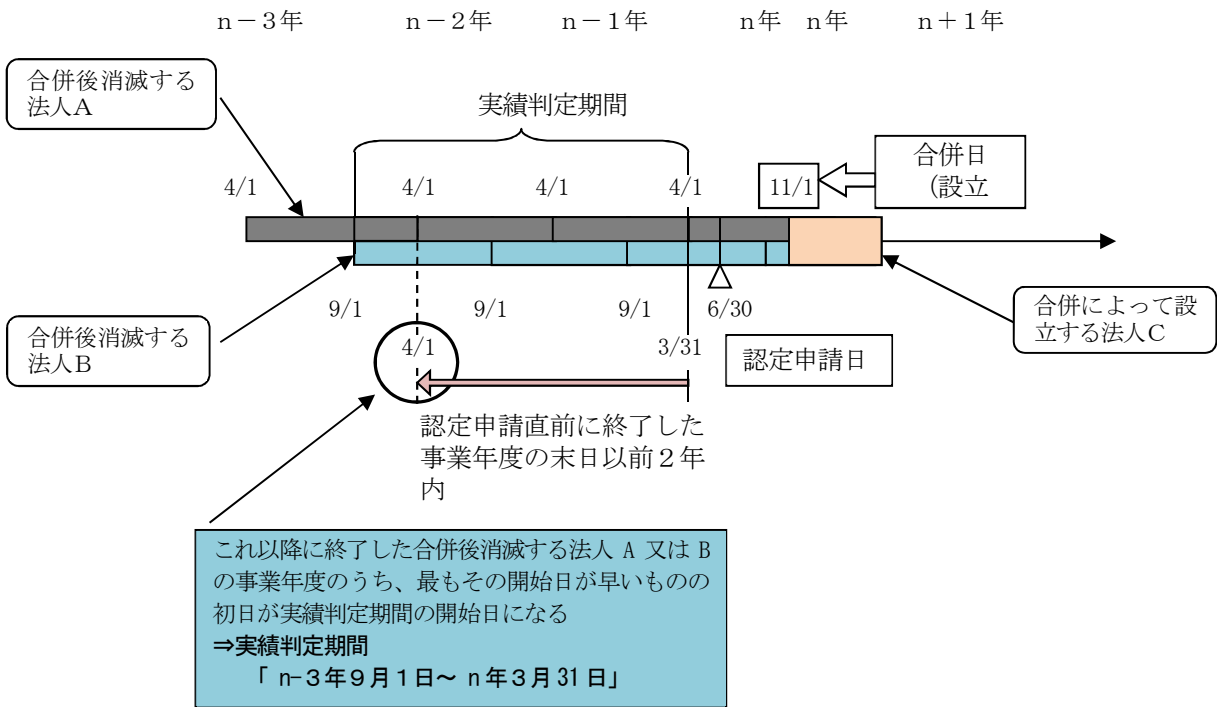
(2) 実績判定期間の開始日

上記(1)の日以前2年以内に終了した合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人であつて特例認定 NPO 法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないこと、及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと、が特例認定の基準となります (法 59、法令 9①②)。

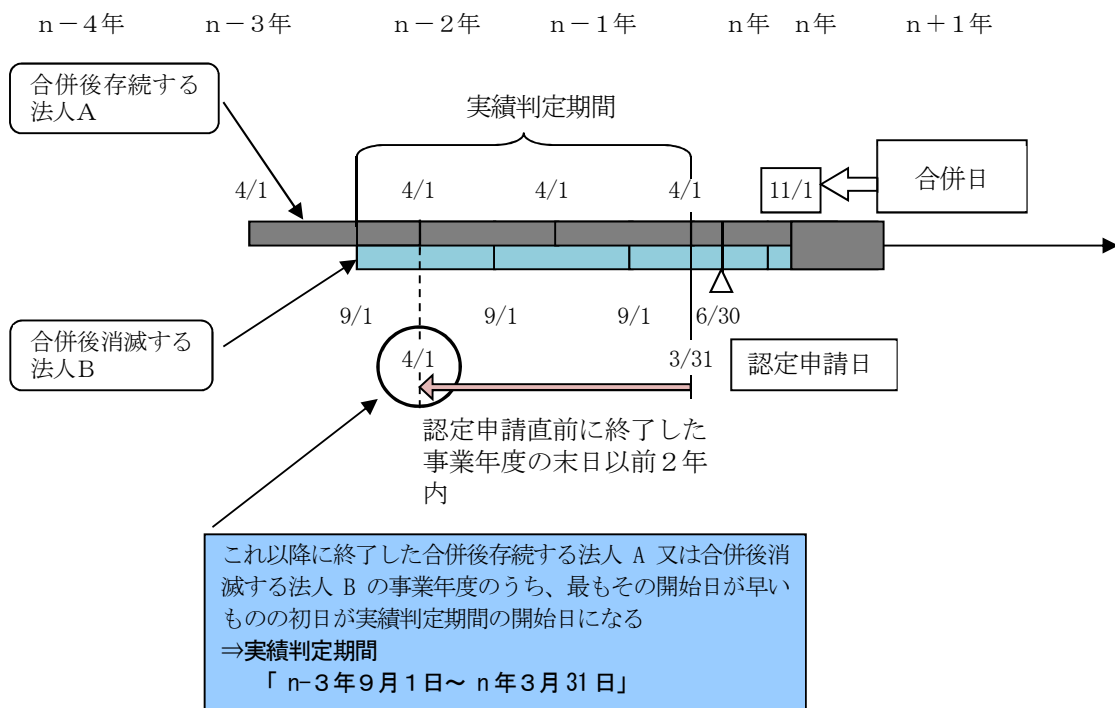
(合併によって設立される NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人 A (事業年度：4月～3月) と法人 B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人 C (事業年度：5月～4月) を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(合併後存続する NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人 A (事業年度：4月～3月) と法人 B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併して A を存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令9①))

通常申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について) <u>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</u></p>	<p>(実績判定期間について) <u>実績判定期間とは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</u></p>
<p>(設立後の経過期間について) <u>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</u></p>	<p>(設立後の経過期間について) <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</u></p>

(ロ) 認定基準への適合の判定 (法63、法令9③⑤)

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

認定基準	判定方法	
パブリックサポートテスト(PST)に関する基準(一号基準)	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。	
活動の対象に関する基準(二号基準)		
運営組織及び経理に関する規準(三号基準)	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。	
基準(四号基準) 事業活動に関する		イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
		ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
		ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。	

認定基準		判定方法
情報公開に関する基準（五号基準）	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人（実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		
設立後の経過期間に関する基準（八号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人であって認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でないものの設立の日以後 1 年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

(注) 1 各基準の詳細は、II「3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準」(40～56 頁)を参照してください。

2 現に特例認定法人である法人については、法 59 条 2 号（設立後 5 年以内である）及び 3 号（過去に認定を受けたことがない）の基準は適用対象になりません（法 63⑤、法令 9②）。

第十六号様式（第十九条）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成

合併認定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇〇市△△△ 〇〇丁目〇番〇号
特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第63条第1項（第2項）の合併の認定を受けたいので、申請
します。

法第 63 条第 1 項又は第 2 項の合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 請 書 ・ 添 付 書 類		第 1 項 (認定)	第 2 項 (特例認定)
特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項又は同条第 2 項の合併の認定を受けるための申請書			
1	寄附者名簿 ^{(注)1}		
2	認定基準等に適合する旨及び第 47 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ^{(注)2,3}		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。 ^{(注)4}		
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・原則用）		
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・小規模法人用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・原則用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・小規模法人用）		
	社員から受け入れた会費の明細表（第 1 表付表 2 相対値基準用）		
	ロ 絶対値基準		
	認定基準等チェック表（第 1 表 絶対値基準用）		
	ハ 条例個別指定基準		
認定基準等チェック表（第 1 表 条例個別指定法人用）			
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。		
	認定基準等チェック表（第 2 表）		
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第 3 表）		
	役員の状況（第 3 表付表 1）		
	帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）		
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第 4 表）		
	財産の運用及び事業運営の状況等（第 4 表付表 1）		
	財産の運用及び事業運営の状況等（第 4 表付表 2）		
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第 5 表）		
基 準 六 号	認定基準等チェック表（第 6、7、8 表）		
基 準 八	欠格事由チェック表		
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

(注意事項)

- 1 条例個別指定基準に適合する法人、法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法 44②、58②、63⑤、法令 9②）。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第 1 表、第 2 表及び第 4 表（ハ及びニに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。）を一つの法人とみなして記載してください（法令 9③⑤）。
- 3 各認定基準等チェック表のうち、第 3 表、第 4 表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第 5 表及び第 6、7、8 表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（法令 9③⑤）。
- 4 法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法 59 一、63⑤、法令 9②）。

千葉市（所轄庁）連絡先

千葉市にのみ事務所をおく法人については下記までお問い合わせください。

千葉市市民局市民自治推進部市民自治推進課
住 所：千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所8階
電 話：043-245-5664
M a i l：jichi.CIC@city.chiba.lg.jp